

経済産業省補助事業

平成16年度情報基盤対策技術開発等推進事業  
(電子商取引(EC)技術基盤の相互運用性に関する調査研究)

調査報告  
公認制度調査

根拠資料 マレーシア編

平成17年3月

(財)日本情報処理開発協会

注: 日本以外の法規は日本PKIフォーラムによる仮の翻訳である。

## 目次

<b>[MY/L] デジタル署名法</b> .....	<b>1</b>
第1章 前提 .....	1
1. 略称および開始 .....	1
2. 解釈 .....	2
第2章 認証局の検査官および認証局の認可 .....	7
3. 検査官の指名 .....	7
4. 認可を交付されるべき認証局 .....	8
5. 認証局の資格 .....	9
6. 認可認証局の機能 .....	9
7. 認可の申請 .....	9
8. 認可の交付または拒否 .....	10
9. 認可の取消 .....	10
10. 審査請求 .....	12
11. 公認の廃止 .....	13
12. 認可の取消、放棄または満了の効果 .....	13
13. 認可の欠如の効果 .....	14
14. 認可の返却 .....	15
15. 認可の制限 .....	15
16. 「認証局」の表現の使用制限 .....	16
17. 認可の更新 .....	16
18. 認可の紛失 .....	17
19. その他認可の承認 .....	17
20. 履行監査 .....	18
21. 履行監査の免除 .....	18
第3章 認可認証局の要件 .....	19
22. 認可認証局の活動 .....	19
23. 認可表示の要件 .....	19
24. 業務運営に関する情報および詳細の提出要件 .....	20
25. 情報の変更通知 .....	20
26. 公示に関する要件 .....	20
第4章 認可認証局および利用者の責務 .....	21
第1節 認可認証局の一般要件 .....	21
27. 信頼システムの使用 .....	21
28. 情報開示 .....	21
29. 利用者に対する証明書の発行の先行条件 .....	22
30. 発行され、受領された証明書の公表 .....	22
31. 許諾されるよりきびしい要件の採用 .....	23
32. 不完全な発行による証明書の停止または失効 .....	23

33. 命令による証明書の停止または失効 .....	23
第2節 認可認証局の保証および義務 .....	24
34. 利用者に対する保証 .....	24
35. 利用者に対する義務の継続 .....	25
36. 発行時の表明 .....	25
37. 公表時の表明 .....	25
第3節 証明書の受領時の表明および責務 .....	26
38. 利用者による黙示の表明 .....	26
39. 利用者の代理人による表明 .....	26
40. 排除または補償制限 .....	27
41. 利用者による認可認証局の補償 .....	27
42. 提供された情報の正確性の証明 .....	27
第4節 秘密鍵の管理 .....	28
43. 秘密鍵を安全に維持する利用者の責務 .....	28
44. 秘密鍵に対する財産権 .....	28
45. 利用者の秘密鍵を所有する場合に、受託者であるべき、認可認証局 .....	28
第5節 証明書の停止 .....	28
46. 発行する認可認証局による証明書の停止 .....	29
47. 検査官または裁判所による証明書の停止 .....	29
48. 停止の通知 .....	30
49. 申請による実施済み停止の解除 .....	30
50. 代替の契約上の手続き .....	31
51. 証明書の停止を求める虚偽または不正の申請に対する禁止 .....	31
52. 証明書の停止の効果 .....	31
第6節 証明書の取消 .....	31
53. 申請に基づく取消 .....	31
54. 利用者の死去による取消 .....	32
55. 信頼できない証明書の取消 .....	32
56. 取消の通知 .....	33
57. 利用者に対する、取消申請の効果 .....	33
58. 認可認証局に対する、取消申請の効果 .....	33
第7節 証明書の満了 .....	34
59. 証明書の満了 .....	34
第8節 推奨信頼制限および責任 .....	34
60. 推奨信頼制限 .....	34
61. 認可認証局に対する責任制限 .....	35
第5章 デジタル署名の効果 .....	35
62. 署名要件の満足 .....	35
63. 信頼できないデジタル署名 .....	36
64. 書面の文書とみなされるデジタル署名された文書 .....	37
65. 原本の文書とみなされるデジタル署名された文書 .....	37
66. デジタル署名の認証 .....	37

67. 紛争を司法的に解決する際の推定	38
第6章 リポジトリおよび日付/時間スタンプサービス	39
68. リポジトリの認定	39
69. リポジトリの責任	39
70. 日付/時間スタンプサービスの認定	40
第7章 総則	41
71. 危険な活動に対する禁止	41
72. 秘密保持義務	42
73. 虚偽の情報	42
74. 法人による犯罪	42
75. 公認役員	43
76. 調査権能	44
77. 令状による捜査	44
78. 令状のない捜索押収	45
79. 電子化データへのアクセス	46
80. 押収物のリスト	46
81. 公認の役員に対する妨害	47
82. 追加権能	47
83. 一般違約金	47
84. 手続き上の費用の回復	47
85. 押収から生じる、回復可能な費用または損害賠償額の不存在	48
86. 起訴の開始および実施	48
87. 犯罪を審理する裁判管轄	48
88. 役員の保護	49
89. 免責権能	49
90. 法律の適用を否認または限定することに対する制限	49
91. 規則	50
92. 留保および移行	51
<b>[MY/R] デジタル署名規則</b>	<b>1</b>
第1章 予備事項	1
1. 呼称と発効	1
2. 解釈	2
3. 書式	3
4. 料金	4
第2章 認証局の認可	4
5. 認可の段階	4
6. 資格要件	5
7. 認可申請	6
8. 設立段階につき必要な情報	7
9. 運営段階につき要求される情報	7
10. 認可の発行	7

11. 黙示的条件.....	8
12. 認可の更新.....	9
13. 認可の再発行.....	9
14. 申請に基づく認可の変更.....	10
15. 認可条件の変更等の権限.....	10
16. 認可の移転または譲渡.....	11
17. パートナーシップと認可.....	11
18. 認可登録簿.....	12
19. 認可の認証付き謄本.....	12
第3章 認証局公開記録.....	13
20. 認証局公開記録の内容.....	13
21. 認証局公開記録の形式.....	15
22. 認証局公開記録の保存.....	15
第4章 適切な保証および請求.....	15
23. 適切な保証.....	15
24. 適切な保証の返還.....	16
25. 適切な保証の返還.....	17
26. 請求手続き.....	18
27. 適切な保証が返還された後の請求.....	18
第5章 認可デジタル署名スキームおよび鍵の管理.....	18
28. 認可デジタル署名スキームの利用.....	19
29. 認可デジタル署名スキーム.....	19
30. 秘密鍵の保管.....	19
31. 鍵長.....	20
32. 秘密鍵の複製の禁止.....	20
33. 鍵ペアの処分.....	20
第6章 認証実務の規制.....	21
34. 鍵の製成.....	21
35. CPS.....	22
36. 告知義務.....	22
37. 証明の申請.....	23
38. 証明の発行.....	24
39. 証明書取消リスト.....	26
40. 請求しうる料金.....	26
第7章 適合性監査.....	27
41. 監査人の資格および登録.....	27
42. 年次適合性監査の手続き.....	28
43. 監査人報告書.....	29
44. 追加的適合性監査.....	29
45. 適合性監査妨害または介入の罪.....	29
46. 年次適合性監査不合格の結果.....	30
第8章 レポジトリ.....	30

47. レポジトリ認定証明の段階.....	30
48. 認定に関する資格要件 .....	31
49. 認定レポジトリの機能 .....	32
50. 料金.....	33
51. 認定証明申請.....	33
52. 設立段階において必要な情報.....	34
53. 運営段階につき要求される情報.....	34
54. 認定証明の発行および更新.....	35
55. 認定証明の取消.....	36
56. 認定証明の放棄.....	36
57. 認定レポジトリ登録簿 .....	37
第9章 タイムスタンプサービス.....	37
58. タイムスタンプの利用 .....	37
59. 認定タイムスタンプサービスによるタイムスタンプの効果.....	37
60. タイムスタンプサービスの認定証明の段階.....	38
61. 認定に関する資格要件 .....	39
62. 認定タイムサービスの機能.....	40
63. 料金.....	40
64. 認定証明申請.....	41
65. 設立段階において必要な情報.....	41
66. 運営段階につき要求される情報.....	42
67. 認定証明の発行および更新.....	42
68. 認定証明の取消.....	43
69. 認定証明の放棄.....	44
70. 認定タイムスタンプサービス登録簿 .....	44
第10章 外国認証局の承認 .....	45
71. 外国認証局の承認の要件 .....	45
72. 認定申請 .....	46
73. 認定の付与 .....	46
74. 認定の取消 .....	46
75. 認定取消申請.....	47
76. 認定外国認証局登録簿 .....	47
第11章 一般規定.....	48
77. 複数のサービスの許容 .....	48
78. 記録.....	48
79. 会計帳簿.....	49
80. 記録の維持管理.....	50
81. 技術コンポーネント .....	50
82. データ保護.....	51
83. ソフトウェアの検査等 .....	52
84. 指令および行政命令 .....	53
85. ガイドライン.....	53

マレーシア

[MY/L] デジタル署名法  
1997.06 公布

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<p>1997 年デジタル署名法案（マレーシア）</p> <p>本法案は、デジタル署名の規定を定め、デジタル署名の使用を規制し、その附帯事項を定めるための法律と題する。</p> <p><b>第 1 章 前提</b></p> <p><b>1. 略称および開始</b></p>	
MY/L-1.1	<p>本法律は、1997 年デジタル署名法と称し、官報に通知することにより、大臣が指定する日に効力を生じ、かつ、大臣は、本法律の異なる規定に対し異なる日を指定することができる。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 2. 解釈

MY/L-2.1	(1) 本法律においては、文脈上別途必要でないかぎり、以下の用語は、それぞれ以下の意味を有する。	
MY/L-2.1.1	「証明書を受領する」とは、次のいずれかの意味を有する。 (a) その内容を理解または認識すると共に、証明書の承認を明示すること。 (b) 認可認証局に証明書を申請し、認可認証局に取消通知を交付することにより申請を撤回することなく、認可認証局がその後申請に基づく証明書を発行する場合には、認可認証局から署名付きの受領書を入手すること。	
MY/L-2.1.2	「非対称暗号システム」とは、安全な1組の鍵を提供する1つのアルゴリズムまたはアルゴリズムの組を意味する。	
MY/L-2.1.3	「公認役員」とは、MY/L-75に基づき認可された役員を意味する。	
MY/L-2.1.4	「証明書」とは、次に記載するコンピュータベースの記録を意味する。 (a) 発行する認証局を明記し、 (b) 利用者を指名または明記し、 (c) 利用者の公開鍵を記載し、 (d) 発行する認証局がデジタル署名した記録。	
MY/L-2.1.5	「認証局」とは、証明書を発行する自然人を意味する。	
MY/L-2.1.6	「認証局公開記録」とは、MY/L-3.5に基づき検査官が維持する、認可認証局に関するオンラインかつ公的にアクセス可能な記録を意味する。	
MY/L-2.1.7	「CPS」とは、認証局が一般に証明書を発行する際に使用する、または特定の証明書を発行する際に使用する実務慣行を宣言したものを意味する。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-2.1.8	「証明する」とは、証明書に関し、重大な事実をすべて反映する十分な機会を有すること、および重大な事実をすべて通知する責務を有することを表明することを意味する。	
MY/L-2.1.9	「確認」とは、入念な問合せおよび調査を通じて確認することを意味する。	
MY/L-2.1.10	「コントローラ」とは、MY/L-3に基づき指名された、認証局の検査官を意味する。	
MY/L-2.1.11	「対応している」とは、鍵に関して、当該鍵が同一の組に属することを意味する。	
MY/L-2.1.12	<p>「デジタル署名」とは、非対称暗号システムを使用したメッセージの変換を意味し、これにより、初期のメッセージおよび署名者の公開鍵を有する自然人は、次の事項を正確に判断できる。</p> <p>(a) 変換が署名者の公開鍵に対応した秘密鍵を使用して行われたか否か。</p> <p>(b) メッセージが変換後に変更されているか否か。</p>	
MY/L-2.1.13	<p>「デジタル署名を偽造する」とは、次のいずれかの意味を有する。</p> <p>(a) 秘密鍵の正当な所持人の許可なしにデジタル署名を作成すること。</p> <p>(b) 実際に存在しないか、または証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を所有しない自然人が利用者として記載された証明書により検証可能なデジタル署名を作成すること。</p>	
MY/L-2.1.14	「秘密鍵を所有する」とは、秘密鍵を利用できることを意味する。	
MY/L-2.1.15	「参照により組込む」とは、組込まれたメッセージを識別し、かつ組込まれた意図を明示することにより、あるメッセージを他のメッセージの一部にすることを意味する。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-2.1.16	「証明書を発行する」とは、証明書を作成し、証明書に記載された利用者に証明書の内容を通知する、認証局の行為を意味する。	
MY/L-2.1.17	「1組の鍵」とは、非対称暗号システムにおいて、秘密鍵とその対応する公開鍵を意味し、公開鍵で秘密鍵が作成したデジタル署名を検証することができる。	
MY/L-2.1.18	「認可認証局」とは、検査官により認可が発行され、当該認可が有効な認証局を意味する。	
MY/L-2.1.19	「メッセージ」とは、デジタルで表現された情報を意味する。	
MY/L-2.1.20	「通知する」とは、情報を相手方に伝達する状況において合理的と思われる方法で、相手方に事実を伝えることを意味する。	
MY/L-2.1.21	「自然人」とは、法的にまたは事実問題として、文書に署名できる自然人、自然人の集団、会社または法人格のない社団を意味する。	
MY/L-2.1.22	「規定する」とは、本法律または本法律に基づき制定されたあらゆる規則により規定することを意味する。	
MY/L-2.1.23	「秘密鍵」とは、デジタル署名を作成するために使用する1組の鍵の1つを意味する。	
MY/L-2.1.24	「公開鍵」とは、デジタル署名を検証するために使用する1組の鍵の1つを意味する。	
MY/L-2.1.25	「公開する」とは、リポジトリに記録またはファイルすることを意味する。	
MY/L-2.1.26	「資格を有する認証局」とは、MY/L-5 に基づく要件を満足する認証局を意味する。	
MY/L-2.1.27	「信頼者」とは、デジタル署名を受領または所有し、当該デジタル署名を信頼する立場にある自然人を意味する。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-2.1.28	「公認日付／時間スタンプサービス」とは、MY/L-70に基づき検査官が認定した日付／時間スタンプサービスを意味する。	
MY/L-2.1.29	「公認リポジトリ」とは、MY/L-68に基づき検査官が認定したリポジトリを意味する。	
MY/L-2.1.30	「推奨信頼制限」とは、MY/L-60に基づき証明書に対する信用につき推奨される金員の総額を意味する。	
MY/L-2.1.31	「リポジトリ」とは、デジタル署名に関する証明書およびその他情報を格納し、検索するためのシステムを意味する。	
MY/L-2.1.32	「証明書を取消す」とは、指定した時期以降、証明書の効力を永久に無効にすることを意味する。	
MY/L-2.1.33	「秘密鍵を正当に所有する」とは、次に記載する秘密鍵を利用できることを意味する。 (a) 所持人または所持人の代理人が本法律に違反していかなる自然人にも開示したことがなく、 (b) 所持人が窃盗、詐欺、盗聴その他不法な方法で取得したものでないもの。	
MY/L-2.1.34	「利用者」とは、次の自然人を意味する。 (a) 証明書に記載された対象者であり、 (b) 証明書を受領し、 (c) 証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を所有する者。	
MY/L-2.1.35	「証明書を停止する」とは、指定した時期以降、一時的に証明書の効力を無くすようにすることを意味する。	
MY/L-2.1.36	「本法律」には、本法律に基づき制定されたあらゆる規則を含む。	
MY/L-2.1.37	「時間スタンプ」とは、次のいずれかの意味を有する。 (a) メッセージ、デジタル署名または証明書に、少なくとも覚書を追加もしくは添付する日付、時間および	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>自然人の身元を示すデジタル署名された覚書を追加もしくは添付すること。</p> <p>(b) そのようにして追加または添付された覚書。</p>	
MY/L-2.1.38	<p>「取引証明書」とは、個々の取引に対して発行されかつ有効な 1 つまたは複数のデジタル署名を参照により組込んだ証明書を意味する。</p>	
MY/L-2.1.39	<p>「信頼システム」とは、次に記載するコンピュータハードウェア、ソフトウェアを意味する。</p> <p>(a) 違法侵入および誤用に対して合理的に安全であり、</p> <p>(b) 合理的なレベルの利用可能性、信頼性および正常な運用を提供し、</p> <p>(c) 意図された機能の履行に合理的に適合するシステム。</p>	
MY/L-2.1.40	<p>「有効な証明書」とは、次に記載する証明書を意味する。</p> <p>(a) 認可認証局が発行し、</p> <p>(b) 証明書に記載される利用者が受領し、</p> <p>(c) 撤回または停止されておらず、</p> <p>(d) 期間が満了していない証明書。</p> <p>ただし、取引証明書は、参照により組込まれるデジタル署名に関してのみ有効な証明書であることを条件とする。</p>	
MY/L-2.1.41	<p>「デジタル署名を検証する」とは、所定のデジタル署名、メッセージおよび公開鍵に関し、次の事項を正確に判断することを意味する。</p> <p>(a) デジタル署名が公開鍵に対応する秘密鍵により作成されたこと。</p> <p>(b) そのデジタル署名を作成後にメッセージが変更されていないこと。</p>	
MY/L-2.1.42	<p>「書面の」または「書面による」には、保存可能な形式で手書き、タイプライティング、印刷、電子的な保存もしくは送信、または情報を記録もしくは情報を確定するその他あらゆる方法を含む。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

MY/L-2.2 (2) 本法律において、証明書は、証明書にその旨の覚書を作成することにより、または撤回する証明書の組に当該証明書を含むことにより、撤回されるものとする。

MY/L-2.3 (3) 証明書の取消は、廃棄されるかまたは判読しづらくなることを意味しない。

## 第2章 認証局の検査官および認証局の認可

### 3. 検査官の指名

MY/L-3.1 (1) 大臣は、本法律において特に認証局の活動を監視および監督するために、A 認証局の検査官を指名するものとする。

MY/L-3.2 (2) 検査官は、本法律に基づき検査官に付与される権能、責務および機能を行使、履行、遂行するものとする。

MY/L-3.3 (3) 検査官は、大臣との協議後に、MY/L-4.4 に基づき検査官に委譲される権能を除き、本法律に基づく検査官の権能および責務の全部または一部を行使および遂行するために必要とみなす数の役員および被用者を指名することができる。

MY/L-3.4 (4) 検査官ならびに MY/L-3.3 に基づき検査官が指名した役員および被用者はすべて、大臣が付与または作成できる一般的な方針および命令に関する指示に従い、本法律に基づき自己の権能を行使するものとする。

MY/L-3.5 (5) 検査官は、認可を受けた各認証局の認証局公開記録を含め、公的にアクセス可能なデータベースを維持するものとする。当該データベースには、本法律に基づき制定された規定に基づき必要な詳細をすべて含むものとする。

根拠資料		備考
条項番号	条文	

MY/L-3.6 (6) 検査官は、少なくとも 1 つの公認リポジトリにデータベースの内容を公表するものとする。

#### 4. 認可を交付されるべき認証局

MY/L-4.1 (1) いかなる自然人も、本法律に基づき発行された有効な認可を所有しないかぎり、認証局として営業もしくは運営し、または営業もしくは運営し続けてはならない。

MY/L-4.2 (2) MY/L-4.1 に違反する自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、50 万 RM(1500 万円)以下の過料もしくは 10 年以下の懲役または併課に処する。犯罪が継続する場合には、さらに、犯罪が継続する各日に対し、5,000RM(15 万円)以下の過料に書する。

MY/L-4.3 (3) 大臣は、本法律に従い作成された申請書に基づき、次の者を免責することができる。

(a) 証明書および 1 組の鍵が内部使用目的にかぎり組織の構成員に発行される組織内の認証局として業務する自然人。

(b) MY/L-4 の要件から大臣が適切とみなすその他自然人または自然人の集団。

MY/L-4.4 (4) 大臣は、検査官に対し MY/L-4.3 に基づく自己の権能を委譲することができ、当該権能は、大臣の名前でかつ大臣に代わって検査官がこれを行行使することができる。

MY/L-4.5 (5) MY/L-4.4 に基づく委譲を行った場合においても、大臣は、いつの時点においても、このようにして委譲した権能を行行使することを妨げられない。

MY/L-4.6 (6) MY/L-60~61 に定める責任制限は、免責された認証局には適用しないものとし、かつ、MY/L-62~67 は、免責された認証局が発行した証明書により検証されるデジタル署名に関しては適用しないものとする。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
<b>5. 認証局の資格</b>		
MY/L-5.1	(1) 大臣は、本法律に基づき制定された規則により、認証局の資格要件を定めるものとする。	
MY/L-5.2	(2) 大臣は、いつの時点においても、MY/L-5.1 に基づき制定した資格要件を変更または修正することができる。ただし、当該変更または修正は、本法律に基づき有効な認可を所有する認証局に対しては、当該認可が満了するまで適用されない。	
<b>6. 認可認証局の機能</b>		
MY/L-6.1	(1) 認可認証局の機能は、利用者が申請し、証明書に記載する利用者の身元に関する、認可認証局の要件を遵守し、かつ定められた手数料および費用を支払うことに基づき、利用者に証明書を発行することとする。	
MY/L-6.2	(2) 本法律に基づき証明書を発行する前に、認可認証局は、証明書に記載する利用者の身元を適切に確認するために合理的な措置をすべて講じるものとする。	
MY/L-6.3	(3) 認可認証局は、本法律に基づき証明書を発行する場合には、1959年公証人法に基づき正当に指名される公証人により証明書の申請を証明させるものとする。	
<b>7. 認可の申請</b>		
MY/L-7.1	(1) 本法律に基づく認可の交付申請は、検査官に対し、定められた様式で書面にて作成されるものとする。	
MY/L-7.2	(2) MY/L-7.1 に基づく申請には、すべて、定められた文書または情報を添付し、かつ、検査官は、申請を受領後かつ決定前のいつの時点においても、口頭また	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	は書面で、認可の申請者の適格性を判断するために検査官が必要とみなす追加文書または情報の提出を申請者に求めることができる。	
MY/L-7.3	(3) 検査官が付与した要件に定める時期またはその延長期間までに、申請者が MY/L-7.2 に基づく必要な追加文書または情報を提出しない場合、申請は、撤回されたものとみなされ、その後の手続は行われず、申請者が作成する新規申請を害することはないものとする。	
	<b>8. 認可の交付または拒否</b>	
MY/L-8.1	(1) 検査官は、MY/L-7 に従い正当に作成され、その後必要とする文書および情報がすべて提出された申請に基づき、当該申請を検討し、かつ、申請者が認可を有する認証局および適切なライセンシーであることを満足する場合には、定められた手数料の支払いに基づき、条件の有無にかかわらず認可を交付するか、または認可の交付を拒絶するものとする。	
MY/L-8.2	(2) MY/L-8.1 に基づき交付される認可には、すべて、認可期間および認可番号を記載するものとする。	
MY/L-8.3	(3) 認可に基づき課される条件は、検査官がいつでも変更または修正することができる。ただし、当該通知を受ける合理的な機会がライセンシーに付与されるものとする。	
MY/L-8.4	(4) 検査官は、認可の交付を拒絶する場合には、拒絶を書面で直ちに申請者に通知するものとする。	
	<b>9. 認可の取消</b>	
MY/L-9.1	(1) 検査官は、次のいずれかの事項が満足された場合には、MY/L-8 に基づき交付された認可を取消することができる。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	(a) 認可認証局が本法律によりまたは本法律に基づき課される義務を遵守しなかった場合。	
	(b) 認可認証局が認可、本法律またはその他成文法の一部規定に基づき課される条件に違反した場合(当該違反に関する犯罪に対する起訴の有無にかかわらず)。	
	(c) 認可認証局が検査官に対し、認可の申請に関して、または認可交付後のいつの時点においても、虚偽の、誤解を招くもしくは不正確な情報もしくは文書を提出するか、または認可認証局もしくは認可認証局の取締役、監査役もしくは管理者である、もしくはこれらの役職であるべき自然人が、もしくはこれらを代表して虚偽の、誤解を招くもしくは不正確な宣言を行った場合。	
	(d) 認可認証局が公衆の利益または国民経済に害を及ぼす方法で業務を営んでいる場合。	
	(e) 認可認証局が自己の負債に見合う十分な資産を有していない場合。	
	(f) 認可認証局に対して清算命令がなされるか、または任意清算の決議が採択された場合。	
	(g) 認可認証局またはその経営者的立場を有する役員の内いずれかが不正直、詐欺または背徳的行為に関するあらゆる犯罪により有罪判決を受けた場合。	
	(h) 認可認証局、その取締役、監査役もしくは管理者が本法律に基づくあらゆる犯罪により有罪判決を受けた場合。	
	(i) 認可認証局が認証局の資格を喪失した場合。	
MY/L-9.2	(2) 認可を取消す前に、検査官は、認可認証局に書面で取消する意図を通知し、かつ、認可認証局に対し、通知に定める期間内に、認可が取消されるべきではない理由を示すことを求める。	
MY/L-9.3	(3) 検査官は、認可の取消を決定した場合、自己の決定を書面で直ちに認証局に通知するものとする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-9.4	<p>(4) 認可の取消は、次のいずれかの場合に効力を生じるものとする。</p> <p>(a) 認可認証局に対し取消通知が送達された日から14日の満了時点で、当該取消に対する審査請求がなされていない場合。</p> <p>(b) 当該取消に対する審査請求がなされている場合は、大臣が取消を承認した時点。</p>	
MY/L-9.5	<p>(5) 認可の取消に対し審査請求がなされている場合、審査請求が処理されて、このようにして認可が取消された認証局は、大臣が審査請求を処理し、取消を無効にするまで、証明書を一切発行してはならない。ただし、本項の定めはいずれも、認証局が当該期間中に自己の利用者に対するその他義務を履行することを防げないものとする。</p>	
MY/L-9.6	<p>(6) MY/L-9.5 に違反した自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、50万RM(1500万円)以下の過料もしくは10年以下の懲役または併課に処する。</p>	
MY/L-9.7	<p>(7) 認可の取消が効力を生じた場合、検査官は、できるだけ速やかに、関連する認証局のために検査官が維持している認証局公開記録に当該取消を公表させ、かつ、少なくとも連続する3日間、少なくとも1つは母国語でおよび1つは英語で、日刊新聞に公示させるものとする。</p>	
MY/L-9.8	<p>(8) 当該取消通知の公表もしくは公示を遅延するか、または公表もしくは公示しない場合においても、取消の効力には、いかなる方法においても、影響を与えないものとする。</p>	
<p><b>10. 審査請求</b></p>		
MY/L-10.1	<p>(1) 以下のいずれかの事項により被害を受けた自然人はいずれも、拒絶または取消の通知が当該自然人に送達された日から14日以内に、書面で大臣に審査請求することができる。</p> <p>(a) 検査官が認証局に対しMY/L-8に基づく認可の交</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
MY/L-10.2	<p>付を拒否するか、または MY/L-17 に基づく当該認可の更新を拒否すること。</p> <p>(b) MY/L-9 に基づき認可を取消すこと。</p> <p>(2) 本条に基づく大臣の決定は、最終的とする。</p>	
	<p><b>11. 公認の廃止</b></p>	
MY/L-11.1	<p>(1) 認可認証局は、放棄の通知書を検査官に送達することにより、自己の認可を放棄することができる。</p>	
MY/L-11.2	<p>(2) 放棄は、検査官が認可および MY/L-11.1 に基づく通知を受領した日に、または当該通知にこれより遅い日を定めている場合には、当該日に効力を生じるものとする。</p>	
MY/L-11.3	<p>(3) 認可認証局は、MY/L-11.2 に定める日から 14 日以内に、関連する認証局の認証局公開記録に当該放棄を公表させ、かつ、少なくとも連続する 3 日間、少なくとも母国語と英語で、日刊新聞に公示させるものとする。</p>	
	<p><b>12. 認可の取消、放棄または満了の効果</b></p>	
MY/L-12.1	<p>(1) MY/L-9 に基づく認可の取消または MY/L-11 に基づく認可の放棄が効力を生じた場合、または認可期間が満了した場合、認可認証局は、認可交付に関するあらゆる業務を営むことまたは運営することを直ちに停止するものとする。</p>	
MY/L-12.2	<p>(2) MY/L-12.1 にもかかわらず、大臣は、検査官の推薦に基づき、業務清算の認可に関して大臣が指定できる期間中、認証局が自己の業務を営むことまたは運営することを書面で認可することができる。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-12.3	(3) MY/L-12.1 にもかかわらず、認可期間が満了した認可認証局は、検査官に提出された証拠に基づき、認可の更新を申請し、かつ当該申請が係属中であることが裏付けられる場合には、自己の認可が満了していないかのごとく、自己の業務を営むことができる。	
MY/L-12.4	(4) MY/L-12.1 に違反した自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、50 万 RM(1500 万円)以下の過料もしくは 10 年以下の懲役または併課に処する。犯罪が継続する場合には、犯罪が継続する各日に対し、さらに 5,000 RM(15 万円)以下の過料に処する。	
MY/L-12.5	(5) MY/L-33 に基づく検査官の権能を害することなく、MY/L-9 に基づく認可の取消、MY/L-11 に基づく認可の放棄または認可の満了は、関連する認証局が当該取消、放棄または満了前に発行したあらゆる証明書の有効性または効果に影響を与えないものとする。	
MY/L-12.6	(6) MY/L-12.5 において、検査官は、認可が取消、放棄または満了した認証局が発行した証明書を引継ぐ、他の認可認証局を指名するものとする。当該証明書は、指名された認可認証局の要件に従うかぎり、当該認可認証局が発行したものとみなされる。	
MY/L-12.7	(7) MY/L-12.6 の定めはいずれも、指名された認可認証局が、利用者が証明書の発行に関する自己の要件を遵守することを求めること、または元の証明書の期限が到来していない期間に対し、利用者に新しい証明書を発行することを妨げないものとする。ただし、追加手数料が課される場合は、検査官から事前に書面にて承認を得た場合に限る。	
MY/L-12.8	(8) 検査官が MY/L-12.6 に基づき認証局の証明書を引継ぐ認可認証局を指名した場合、当該認証局は、検査官が決定できるとおり、利用者が支払った、規定された手数料の当該部分を指名された認可認証局に支払うものとする。	

### 13. 認可の欠如の効果

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-13.1	(1) MY/L-60～61 に定める責任制限は、無認可の認証局に対しては適用しない。	
MY/L-13.2	(2) MY/L-62～67 は、認可認証局が発行した証明書により検証できないデジタル署名に関しては適用しない。	
MY/L-13.3	(3) その他あらゆる場合において、両当事者が当事者間の契約により別途明示に定めないかぎり、本法律に基づく認可要件は、デジタル署名の有効性、施行または効力に影響を与えないものとする。	
<b>14. 認可の返却</b>		
MY/L-14.1	(1) MY/L-9 に基づく認可の取消が効力を生じた場合または認可期間が満了した場合において、認可の更新申請が定められた期間以内に提出されないとき、または更新の申請が MY/L-17 に基づき拒絶されたときは、認可認証局は、14 日以内に、認可を検査官に返却するものとする。	
MY/L-14.2	(2) MY/L-14.1 に違反した自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、50 万 RM(1500 万円)以下の過料もしくは 10 年以下の懲役または併課に処する。犯罪が継続する場合には、犯罪が継続する各日に対し、さらに 5,000 RM(15 万円)以下の過料に処する。また、裁判所は、認可を保持し、かつ検査官にこれを送達するものとする。	
<b>15. 認可の制限</b>		
MY/L-15.1	(1) 検査官は、以下の事項を含め、指定された制限に従い認可を分類することができる。 (a) 発行済証明書の最大数。 (b) 認可認証局が発行する証明書の推奨信頼制限の累積最大数。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

(c) 単一の会社または組織内に限る発行。

MY/L-15.2 (2) 検査官は、各分類の制限に従い制限された認可を発行することができる。

MY/L-15.3 (3) 認可認証局は、自己の認可の制限を超える証明書を発行した場合は、罪を犯したことになる。

MY/L-15.4 (4) 認可認証局が自己の認可の制限を超える証明書を発行する場合、MY/L-60～61に定める責任制限は、当該証明書に関し、当該認可認証局には適用しない。

MY/L-15.5 (5) MY/L-15.3またはMY/L-15.4に定めはいずれも、発行された証明書の有効性または効果に影響を与えないものとする。

## 16. 「認証局」の表現の使用制限

MY/L-16.1 検査官が書面で同意した場合を除き、認可認証局でない自然人はいずれも、「認証局」または「認可認証局」（その状況に応じて）の表現、あらゆる言語におけるこれらの表現の派生物、または当該自然人が営む業務または業務の一部に関連して当該業務を営むこともしくは運用を示すものと解釈することができるあらゆる言語におけるその他用語を冠し、または使用してはならず、または当該趣旨で、あらゆる請求書の標題、手紙、書類、通知、宣伝広告その他あらゆる方法で当該効果に対する表明をなしてはならない。

## 17. 認可の更新

MY/L-17.1 (1) 認可認証局はすべて、認可の満了日の少なくとも30日前に（ただし、60日を超えて前ではなく）、自己の認可の更新に規定された様式で、検査官に申請書を提出するものとする。さらに、当該申請書には、検

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	査官が必要とする文書および情報を添付するものとする。	
MY/L-17.2	(2) 規定された手数料は、申請の認可時に支払うものとする。	
MY/L-17.3	(3) 認可認証局が自己の認可を更新する意図がない場合、認可認証局は、認可満了の少なくとも 30 日前に、関連する認証局の認証局公開記録に当該意図を公表し、連続した少なくとも 3 日間、少なくとも母国語と英語で、日刊新聞に当該意図を公示するものとする。	
MY/L-17.4	(4) その他あらゆる根拠を害することなく、検査官は、MY/L-17.1 の要件を遵守しなかった場合には、認可の更新を拒絶することができる。	
<b>18. 認可の紛失</b>		
MY/L-18.1	(1) 認可認証局は、自己の認可証を紛失した場合、当該損失を書面で直ちに検査官に通知するものとする。	
MY/L-18.2	(2) 認可認証局は、規定された手数料と共に、検査官が要求できるすべての情報および文書を添付した、認可証再発行の申請書をできるだけ速やかに提出するものとする。	
<b>19. その他認可の承認</b>		
MY/L-19.1	(1) 検査官は、官報に公表された命令により、規定された要件を満足する、マレーシア国外の政府機関が認可交付その他許可した認証局を承認することができる。	
MY/L-19.2	(2) 政府機関の認可その他許可が MY/L-19.1 に基づき承認された場合、 (a) 認証局が認可交付その他許可した認証局が発行した証明書に定める推奨信頼制限（もしあれば）は、	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

マレーシアの認可認証局が発行した証明書に定める推奨信頼制限と同一の方法で効果を有するものとする。

(b) MY/L-62～67 は、マレーシアの認可認証局が発行した証明書に適用されるものと同じの方法で政府機関が認可交付その他許可した認証局が発行した証明書に適用されるものとする。

## 20. 履行監査

MY/L-20.1 (1) 認可認証局の運営は、本法律の遵守を評価するために、少なくとも年1回監査されるものとする。

MY/L-20.2 (2) 監査は、コンピュータセキュリティの専門的技術を有する公認会計士または公認のコンピュータセキュリティ専門家が実施するものとする。

MY/L-20.3 (3) 監査役の資格および監査手順は、本法律に基づき制定された規則により定めることができるものとする。

MY/L-20.4 (4) 検査官は、当該認可認証局のために維持する認証局公開記録に、監査の日付および結果を公表するものとする。

## 21. 履行監査の免除

MY/L-21.1 (1) 検査官は、以下の場合には、MY/L-20 の要件から認可認証局を免除することができる。

(a) 認可認証局が書面で免除を申請し、

(b) 認可認証局の最新の履行監査(もしあれば)により、本法律をすべてまたは相当程度遵守していることが判明し、

(c) 次の1つまたは複数が認可認証局に関し真実であることを認可認証局が宣誓または確約に基づき表明した場合。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>( ) 認可認証局が昨年中に発行した証明書が6枚未満であり、当該証明書のすべての推奨信頼制限の合計が、2万5,000RM(75万円)を超えないこと。</p> <p>( ) 認可認証局が昨年中に発行したすべての証明書の合計残存期間が30日未満であり、当該証明書のすべての推奨信頼制限の合計が、2万5,000RM(75万円)を超えないこと。</p> <p>( ) 認可認証局の発行済証明書の推奨信頼制限総額が、2,500RM(7万5千円)を超えないこと。</p>	
MY/L-21.2	<p>(2) 認可認証局の、MY/L-21.1(c)号に基づく宣言が、重大な事実を誤って記載した場合、認可認証局は、MY/L-20に基づく履行監査要件を遵守しなかったものとみなされる。</p>	
MY/L-21.3	<p>(3) 認可認証局がMY/L-21.1に基づき免除されている場合、検査官は、関連する認可認証局のために維持する認証局公開記録に、認可認証局がMY/L-20に基づく履行監査要件から免除されている旨の報告書を公表するものとする。</p>	
<p><b>第3章 認可認証局の要件</b></p>		
<p><b>22. 認可認証局の活動</b></p>		
MY/L-22.1	<p>(1) 認可認証局は、自己の認可に定めることができる活動のみを営むものとする。</p>	
MY/L-22.2	<p>(2) 認可認証局は、本法律および本法律に基づき制定されたあらゆる規則に従い、自己の活動を営むものとする。</p>	
<p><b>23. 認可表示の要件</b></p>		

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

MY/L-23.1 認可認証局は、常時、自己の認可を自己の営業地の目立つ場所に表示するものとする。

## 24. 業務運営に関する情報および詳細の提出要件

MY/L-24.1 (1) 認可認証局は、検査官が判断できる範囲で要求できる、自己の企業運営のすべてに関する財務諸表、監査済みの貸借対照表および損益計算書等の情報および詳細を検査官に提出するものとする。

MY/L-24.2 (2) MY/L-24.1 に違反した自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、10 万 RM(300 万円)以下の過料もしくは2年以下の懲役または併課に処する。犯罪が継続する場合には、犯罪が継続する各日に対し、さらに2,000RM(6 万円)以下の過料に処する。

## 25. 情報の変更通知

MY/L-25.1 (1) 認可認証局はすべて、自己の設立文書の一部を修正もしくは変更する前に、または自己の取締役もしくは最高経営責任者を変更する前に、当該提案された修正または変更の詳細を書面で検査官に提出するものとする。

MY/L-25.2 (2) 認可認証局はすべて、認可に関して検査官に提供した情報または文書の修正または変更を直ちに検査官に通知するものとする。

## 26. 公示に関する要件

MY/L-26.1 認可認証局は、新聞、パンフレットその他にかかわらず、以下の事項を含め、認証局の業務に関するあらゆる公示または情報を公表してはならない。

(a) 認可番号。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>(b) 実行する業務の業務名および当該業務が行われる住所。</p> <p>(c) 検査官が必要とみなす、提供されたあらゆるサービスに関するその他詳細。</p>	
	<p><b>第 4 章 認可認証局および利用者の責務</b></p>	
	<p><b>第 1 節 認可認証局の一般要件</b></p>	
	<p><b>27. 信頼システムの使用</b></p>	
<p>MY/L- 27.1</p>	<p>(1) 認可認証局は、以下の行為を行うために、信頼システムのみを使用するものとする。</p> <p>(a) 証明書を発行、停止または取消するため。</p> <p>(b) 証明書の発行、停止または取消を公表または通告するため。</p> <p>(c) 自身または利用者のために、秘密鍵を作成するため。</p>	
<p>MY/L- 27.2</p>	<p>(2) 利用者は、秘密鍵を作成するために、信頼システムのみを使用するものとする。</p>	
	<p><b>28. 情報開示</b></p>	
<p>MY/L- 28.1</p>	<p>(1) 認可認証局は、本法律に基づく照会がなされた場合には、あらゆる重要な CPS および発行した証明書の信頼性または自己のサービスを履行する能力に関するあらゆる事実資料を開示するものとする。</p>	
<p>MY/L- 28.2</p>	<p>(2) 認可認証局は、MY/L-28.1 に基づき求められる開示を実施するための停止条件として、認識された自然人からの、署名された、書面による、かつ合理的な個々</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

の照会、および規定された手数料の支払いを要求することができる。

## 29. 利用者に対する証明書の発行の先行条件

MY/L-  
29.1

(1) 認可認証局は、以下の条件のすべてが充足された場合にかぎり、利用者に証明書を発行することができる。

(a) 認可認証局が、予想利用者が署名した発行要求を受領したこと。

(b) 認可認証局が次の事項を確認したこと。

( ) 予想利用者が、発行された証明書に記載される自然人であること。

( ) 予想利用者が1人または複数の代理人を通じて行為している場合には、代理人が利用者の秘密鍵を保管し、かつ対応する公開鍵を記載した証明書の発行を請求することを利用者が正当に認可したこと。

( ) 発行された証明書の情報が正確であること。

( ) 予想利用者が、証明書に記載された公開鍵に対応する秘密鍵を正当に所有すること。

( ) 予想利用者が、デジタル署名を作成できる秘密鍵を所有すること。

( ) 証明書に記載した公開鍵が、予想利用者が所有する秘密鍵に添付されたデジタル署名を検証するために使用できること。

MY/L-  
29.2

(2) 認可認証局、利用者、またはその双方は、MY/L-29.1の要件を放棄または排除してはならない。

## 30. 発行され、受領された証明書の公表

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-30.1	(1) 利用者が発行された証明書を受領した場合、認可認証局は、認可認証局と利用者との間の契約で別途定めないかぎり、認可認証局および証明書に氏名を記載された利用者が合意できる公認リポジトリに、証明書の署名付きの写しを公表するものとする。	
MY/L-30.2	(2) 利用者が証明書を受領しない場合、認可認証局は、これを公表してはならず、また証明書が既に公表されている場合には、その公表を取消すものとする。	
<b>31. 許諾されるよりきびしい要件の採用</b>		
MY/L-31.1	MY/L-29 および MY/L-30 の定めはいずれも、認可認証局が本法律よりきびしい(ただし、本法律と矛盾しない)標準、CPS、セキュリティ計画または契約上の要件を遵守することを妨げないものとする。	
<b>32. 不完全な発行による証明書の停止または失効</b>		
MY/L-32.1	(1) 認可認証局は、証明書を発行後に、当該証明書が MY/L-29 および MY/L-30 に従って発行されていなかったことを確認した場合、これを直ちに取消すものとする。	
MY/L-32.2	(2) 認可認証局は、MY/L-32.1 に基づく取消理由を確認するために調査を実行することが必要な場合、48 時間以内の合理的な期間、発行した証明書を停止することができる。	
MY/L-32.3	(3) 認可認証局は、本条に基づき取消または停止を直ちに利用者に通知するものとする。	
<b>33. 命令による証明書の停止または失効</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-33.1	<p>(1) 検査官は、以下の事項が存在すると判断した場合には、認可認証局に対し、認証局が発行した証明書の遅滞無い失効を命令することができる。</p> <p>(a) 証明書が MY/L-29 および MY/L-30 に適合せずに発行され、</p> <p>(b) 不適合により、証明書の信頼者に対し重要なリスクを招くこと。</p>	
MY/L-33.2	<p>(2) MY/L-33.1 に基づく判断をなす前に、検査官は、聴聞する合理的な機会を認可認証局および利用者に付与するものとする。</p> <p>(3) MY/L-33.1 および MY/L-33.2 にもかかわらず、検査官は、迅速な救済を必要とする緊急事態が存在すると判断する場合には、大臣と協議後、48 時間以内にかぎり、証明書を停止することができる。</p>	
<p><b>第 2 節 認可認証局の保証および義務</b></p>		
<p><b>34. 利用者に対する保証</b></p>		
MY/L-34.1	<p>(1) 証明書を発行することにより、認可認証局は、証明書で指定する利用者に以下の事項を保証する。</p> <p>(a) 証明書には、認可認証局が虚偽と知っている情報が一切含まれていないこと。</p> <p>(b) 証明書は、本法律のすべての要件を満足すること。</p> <p>(c) 認可認証局は、証明書発行に際し、自己の認可の制限を一切超えなかったこと。</p>	
MY/L-34.2	<p>(2) 認可認証局は、MY/L-34.1 に基づく保証を放棄または制限してはならない。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 35. 利用者に対する義務の継続

- MY/L-35.1 利用者および認可認証局が別途合意しないかぎり、認可認証局は、証明書を発行することにより、利用者に対し以下の事項を約束する。
- (a) MY/L-46～52 または MY/L-53～58 に従い、証明書を停止または取消するために直ちに行うこと。
- (b) 合理的な期間内に、認可認証局が知りえた、一旦発行された証明書の有効性または信頼性に重大な影響を与える事実をすべて利用者に通知すること。

### 36. 発行時の表明

- MY/L-36.1 証明書を発行することにより、認可認証局は、証明書に記載された情報を合理的にすべての信頼者に対し、以下の事項につき証明する。
- (a) 証明書内の、認可認証局が確認したとおりに記載された情報が正確であること。
- (b) 証明書の信頼性に対し予見可能なほど重要な情報がすべて、証明書の中に記載されるかまたは参照により組込まれていること。
- (c) 利用者が証明書を受領したこと。
- (d) 認可認証局は、証明書の発行に適用されるすべての準拠法を遵守していること。

### 37. 公表時の表明

- MY/L-37.1 証明書を公表することにより、認可認証局は、証明書が公表されるリポジトリおよび証明書に記載された情報を合理的に信頼したすべての者に対し、認可認証局が利用者に証明書を発行したことを証明する。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 第3節 証明書の受領時の表明および責務

#### 38. 利用者による黙示の表明

MY/L-  
38.1

認可認証局が発行した証明書を受領することにより、証明書に記載された利用者は、証明書に記載された情報を合理的にすべての信頼者に対し、以下の事項を証明する。

(a) 利用者は、証明書に記載する公開鍵に対応する秘密鍵を正当に所有していること。

(b) 利用者が認可認証局に対して行い、かつ証明書に記載された情報に対して重大な表明が、すべて真実であること。

(c) 利用者が認可認証局に対して行った、または証明書の中で行ったが認可認証局が証明書を発行する際に確認しなかった重大な表明が、すべて真実であること。

#### 39. 利用者の代理人による表明

MY/L-  
39.1

本人に代わって、本人を利用者に指名する証明書の発行を要請することにより、要請した自然人は、証明書に記載された情報を合理的にすべての信頼者に対し、当該自然人の権利で、要請した自然人が以下のとおりであることを証明する。

(a) 本人を利用者に指名する証明書の発行を申請するために法的に必要な権限のすべてを所有し、

(b) 本人に代わってデジタル署名する権限を有すること、および、当該権限がいかなる方法においても制限される場合には、自然人の権限の範囲を超えるデジタル署名を防止する適切な緊急措置が存在すること。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 40. 排除または補償制限

MY/L-40.1 いかなる自然人も、排除、限定または補償が、証明書の信頼者に対する不実表示についての責任を制限する場合には、本章の適用を放棄する、または契約において限定することはできず、かつ当該趣旨で補償を取得することができない。

#### 41. 利用者による認可認証局の補償

MY/L-41.1 (1) 証明書を受領することにより、利用者は、以下のいずれかの事項を信用して証明書を発行または公表したことにより生じたあらゆる損失・損害から、発行した認可認証局を補償することを約束する。

(a) 利用者による事実の、虚偽の、かつ重大な表明。

(b) 表明または不開示が認可認証局または証明書の信頼者を欺く意図をもって、または過失によりなされた場合には、利用者が重大な事実を開示しないこと。

MY/L-41.2 (2) 認可認証局が利用者の 1 人または複数の代理人からの申請に基づき証明書を発行した場合、(1 人または複数の)代理人は、自己の権利で利用者を受諾したかのごとく、本条に基づき自ら、認可認証局を補償することを約束する。

MY/L-41.3 (3) 本条に定める補償は、放棄または契約においてその範囲を限定してはならない。

#### 42. 提供された情報の正確性の証明

MY/L-42.1 証明書の発行に重要な利用者の情報を取得する際に、認可認証局は、利用者が宣誓または確約に基づき、関連する情報の正確さを証明することを求めることができる。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 第4節 秘密鍵の管理

### 43. 秘密鍵を安全に維持する利用者の責務

MY/L-43.1 認可認証局が発行した証明書を受領することにより、証明書に指定された利用者は、秘密鍵を管理し、かつ利用者のデジタル署名の作成を認可されないあらゆる自然人に対する開示を防止するために、相当の注意を行使する責務を負う。

### 44. 秘密鍵に対する財産権

MY/L-44.1 秘密鍵は、それを正当に所有する利用者の人的財産である。

### 45. 利用者の秘密鍵を所有する場合に、受託者であるべき、認可認証局

MY/L-45.1 認可認証局は、自身が発行した証明書に記載する公開鍵に対応する秘密鍵を所有する場合、証明書に指定された利用者の受託者として秘密鍵を所有するものとし、かつ、利用者から事前に書面にて承諾を得た場合にかぎり、当該秘密鍵を使用することができる。ただし、利用者が明示にかつ書面で、認可認証局に秘密鍵を付与し、認可認証局がその他条件に従い秘密鍵を所有することを明示にかつ書面で許諾したときは、この限りではない。

## 第5節 証明書の停止

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 46. 発行する認可認証局による証明書の停止

- MY/L-46.1 (1) 認可認証局および利用者が別途合意しないかぎり、取引証明書でない証明書を発行した認可認証局は、以下のいずれかの場合には、48 時間以内にかぎり、証明書を停止するものとする。
- (a) 証明書に指定された利用者としてまたは利用者の秘密鍵の安全を危険にさらすことにつき知っていると思われる立場の自然人(利用者の代理人、業務関係者、従業員または直系の家族の構成員等)として識別された自然人の申請に基づく場合
- (b) MY/L-33 に基づく検査官の命令の場合
- MY/L-46.2 (2) 認可認証局は、停止を申請する自然人の身元または代理人を確認するために、合理的な措置を講じるものとする。

#### 47. 検査官または裁判所による証明書の停止

- MY/L-47.1 (1) 証明書が別途提供されないか、または証明書が取引証明書である場合において、以下の場合には、検査官または裁判所は、認可認証局が発行した証明書を48 時間停止することができる。
- (a) 証明書に指定された利用者としてまたは利用者の代理人、業務関係者、従業員または直系の家族の構成員として識別された自然人が停止を申請し、
- (b) 証明書を発行した認可認証局が利用できないことを申請者が表明した場合。
- MY/L-47.2 (2) 検査官または裁判所は、停止を申請する自然人に証拠(身元および認可に関する宣誓または確約に基づく声明書、および発行する認可認証局の使用不能を含む)を提出することを求めることができ、かつ、自己の裁量で、証明書を停止することを拒絶できる。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-47.3	(3) 検査官その他法律の執行機関は、停止を申請する自然人による違反行為の可能性につき、検査官または裁判所による停止を調査することができる。	
<p><b>48.停止の通知</b></p>		
MY/L-48.1	(1) 認可認証局は、証明書を停止後直ちに、停止の通知を公表するために、証明書に定めるリポジトリに、署名付きの停止通知書を公表するものとする。	
MY/L-48.2	(2) 1つまたは複数のリポジトリが指定されている場合には、認可認証局は、当該すべてのリポジトリに、署名付きの停止通知書を公表するものとする。	
MY/L-48.3	(3) 指定されたりポジトリがもはや存在しないか、もしくは公表の受諾を拒絶する場合、または当該リポジトリが MY/L-68 に基づき承認されていない場合には、認可認証局は、公認リポジトリに通知を公表するものとする。	
MY/L-48.4	(4) 検査官または裁判所は、証明書を停止した場合、認可認証局のために、本条で求められる通知をなすものとする。ただし、停止を申請する自然人は、停止の通知を公表するために、リポジトリが要求する規定の手数料を前払いするものとする。	
<p><b>49. 申請による実施済み停止の解除</b></p>		
MY/L-49.1	認可認証局は、以下のいずれかの場合には、申請により実施済み停止を解除するものとする。	
	(a) 停止された証明書に指定された利用者が停止の解除を申請した場合。ただし、認可認証局が、停止を申請する自然人が停止を解除する権限を付与された利用者または利用者の代理人であることを確認した場合に限る。	
	(b) 認可認証局が、停止申請が利用者の認可なしになされたことを発見および確認した場合。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 50. 代替の契約上の手続き

MY/L-50.1 (1) 利用者と認可認証局との契約は、認可認証局による停止申請を限定もしくは妨げ、または停止申請の解除につき別途定めることができる。

MY/L-50.2 (2) 契約が検査官または裁判所による停止を限定または排除する場合において、発行する認可認証局が利用できないときは、限定または排除は、通知が証明書に公表される場合にかぎり、効力を生じるものとする。

## 51. 証明書の停止を求める虚偽または不正の申請に対する禁止

MY/L-51.1 いかなる自然人も、意識的にまたは故意に、証明書の停止申請において、自己の身元または認可を認可認証局に不実表示しないものとする。

## 52. 証明書の停止の効果

MY/L-52.1 MY/L-46 ~ MY/L-52 のいかなる定めも、利用者に対し、証明書が停止されている間、秘密鍵を安全に維持するための MY/L-43 に基づく責務を免除しないものとする。

## 第6節 証明書の取消

## 53. 申請に基づく取消

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-53.1	<p>(1) 認可認証局は、以下の場合には、発行した証明書（ただし、取引証明書でない）を取消すものとする。</p> <p>(a) 証明書に指定された利用者による取消申請を受領し、</p> <p>(b) 取消を申請する自然人が取消を申請する権限を有する利用者または利用者の代理人であることを確認した場合。</p>	
MY/L-53.2	<p>(2) 認可認証局は、取消を申請する自然人または代理人の身元を確認するために合理的に十分な、利用者による申請および証拠の両方を受領後 1 営業日以内に、取消申請を確認し、かつ証明書を取消すものとする。</p>	
<p><b>54. 利用者の死去による取消</b></p>		
MY/L-54.1	<p>認可認証局は、以下のいずれかの場合には、発行した証明書を取消すものとする。</p> <p>(a) 利用者の死亡証明書の認証謄本を受領するか、または利用者が死亡したことをその他の証拠により確認した場合。</p> <p>(b) 利用者の解散をもたらす文書を提示されるか、または利用者が解散されたかもしくは存在しなくなったことをその他の証拠により確認した場合。</p>	
<p><b>55. 信頼できない証明書の取消</b></p>		
MY/L-55.1	<p>(1) 利用者が取消を承諾するか否かにかかわらず、かつ利用者と認可認証局との間の契約のこれと異なる定めにかかわらず、証明書が信頼できないかまたは信頼できなくなった場合、認可認証局は、発行した 1 つまたは複数の証明書を取消することができる。</p>	
MY/L-55.2	<p>(2) MY/L-55.1 のいかなる定めも、取消が不法な場合に、利用者が認可認証局に対し、損害賠償その他救済を求めることを防げないものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 56.取消の通知

- MY/L-56.1 (1) 認可認証局は、証明書を取り消後直ちに、取消の通知を公表するために、証明書に定めるリポジトリに、署名付きの取消通知書を公表するものとする。
- MY/L-56.2 (2) 1つまたは複数のリポジトリが指定されている場合には、認可認証局は、当該すべてのリポジトリに、署名付きの取消通知書を公表するものとする。
- MY/L-56.3 (3) 指定されたりポジトリがもはや存在しないか、もしくは公表の受諾を拒絶する場合、または当該リポジトリが MY/L-68 に基づき承認されていない場合には、認可認証局は、公認リポジトリに通知を公表するものとする。

## 57.利用者に対する、取消申請の効果

- MY/L-57.1 利用者は、証明書の取消を申請した場合において、以下のいずれかの場合には、MY/L-38～MY/L-42 に定めるところにより証明することを停止し、かつ今後、MY/L-43 に基づき必要な秘密鍵を安全に保管する責務を負わない。
- (a) 取消の通知が MY/L-56 に基づき求められるとおり公表された場合。
- (b) 利用者が書面で取消を申請するか、発行する認可認証局に申請を確認するために合理的に十分な情報を提供するか、または規定された手数料を支払うかの、いずれか1つが最初に起きてから2営業日が経過した場合。

## 58.認可認証局に対する、取消申請の効果

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
MY/L-58.1	MY/L-56 に基づき求められるとおり通知した場合、認可認証局は、取消された証明書の発行に基づく自己の保証を免除され、かつ取消された証明書に関して MY/L-35 および MY/L-36 に定めるところにより証明することを停止するものとする。	
	<b>第 7 節 証明書の満了</b>	
	<b>59. 証明書の満了</b>	
MY/L-59.1	(1) 証明書の満了日は、証明書に定めるところとする。	
MY/L-59.2	(2) 証明書は、発行日から 3 年を超えない期間、発行することができる。	
MY/L-59.3	(3) 証明書が満了した場合、利用者および認可認証局は、本法律に基づき定めるところにより、証明することを停止し、かつ、認可認証局は、満了となった証明書に関する発行に基づく自己の責務を免除されるものとする。	
MY/L-59.4	(4) 証明書の満了は、満了となった証明書に基づくまたはこれに関して生じた、利用者および認可認証局の責務および義務に影響を与えないものとする。	
	<b>第 8 節 推奨信頼制限および責任</b>	
	<b>60. 推奨信頼制限</b>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

MY/L-60.1 (1) 認可認証局は、利用者に証明書を発行する際に、証明書に推奨信頼制限を指定するものとする。

MY/L-60.2 (2) 認可認証局は、適切とみなす場合には、異なる証明書に異なる限度を指定することができる。

## 61. 認可認証局に対する責任制限

MY/L-61.1 認可認証局は、本条の適用を放棄しないかぎり、以下の行為を行うものとする。

(a) 認可認証局は、本法律の要件を遵守している場合には、虚偽または偽造されたデジタル署名に関し、利用者の虚偽または偽造されたデジタル署名を信頼して生じたあらゆる損失につき責任を負わないものとする。

(b) 認可認証局は、次の事項に対し、自己の推奨信頼制限として証明書に定めた総額を超える責任を負わないものとする。

( ) 認可認証局が確認を求められるあらゆる事実の証明書の不実表示を信頼することにより生じた損失。

( ) 証明書を発行する際に、MY/L-29 および MY/L-30 を遵守しないこと。

(c) 認可認証局は、次の事項につき、責任を負わないものとする。

( ) 懲罰的損害賠償額。

( ) 苦痛に対する損害賠償額。

## 第5章 デジタル署名の効果

### 62. 署名要件の満足

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-62.1	<p>(1) 法の規定が署名を要求するか、または署名がない場合の特定の結果を定める場合、当該法の規定は、以下の場合にデジタル署名により満足されるものとする</p> <p>(a) 当該デジタル署名が、認可認証局が発行した有効な証明書に記載される公開鍵を参照することにより検証された場合。</p> <p>(b) 当該デジタル署名が、メッセージに署名する意図を有する署名者により添付された場合。</p> <p>(c) 信頼者が、以下の事項につき一切理解または認識していない場合。</p> <p>( ) 利用者としての責務に違反したこと。</p> <p>( ) デジタル署名に添付されて使用される秘密鍵を正当に保持しないこと。</p>	
MY/L-62.2	<p>(2) これと異なる成文法にかかわらず、</p> <p>(a) 本法律に従いデジタル署名で署名された文書は、手書きの署名、拇印押印その他あらゆる記号で署名した文書として、法的に拘束力を有する。</p> <p>(b) 本法律に従い作成されたデジタル署名は、法的に拘束を有する署名とみなされる。</p>	
MY/L-62.3	<p>(3) 本法律のいかなる定めも、あらゆる記号がその他あらゆる準拠法に基づく署名として有効であることを妨げない。</p>	
<p><b>63. 信頼できないデジタル署名</b></p>		
MY/L-63.1	<p>(1) 法律または契約で別途定めないかぎり、デジタル署名の信頼者は、デジタル署名に対する信頼がその状況により合理的でない場合には、デジタル署名が偽造されているというリスクを負う。</p>	
MY/L-63.2	<p>(2) 信頼者は、本条に基づきデジタル署名を信頼しないことを決定した場合には、デジタル署名を信頼しないという自己の決定および当該決定の根拠を直ちに署名者に通知するものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 64. 書面の文書とみなされるデジタル署名された文書

MY/L-64.1 (1) メッセージは、以下の場合には、紙面に書かれているかのごとく、有効、強制執行可能かつ実施可能とする。

- (a) その全体としてデジタル署名を有し、
- (b) 当該デジタル署名が証明書に記載する公開鍵により、次の事項が検証される場合。
  - ( ) 認可認証局が発行したこと。
  - ( ) デジタル署名が作成された時点で有効であったこと。

MY/L-64.2 (2) 本法律のいかなる定めも、あらゆるメッセージ、文書または記録がその他準拠法に基づき書面とみなされることを妨げないものとする。

#### 65. 原本の文書とみなされるデジタル署名された文書

MY/L-65.1 デジタル署名されたメッセージの写しは、メッセージの原本と同様に、有効、強制執行可能かつ実施可能とする。ただし、署名者が唯一の原本であるべきデジタル署名されたメッセージの例を指定したことが明白なときは、この限りではない。当該場合には、当該例のみが有効、強制執行可能かつ実施可能なメッセージとする。

#### 66. デジタル署名の認証

MY/L-66.1 認可認証局が発行した証明書は、当該デジタル署名が以下のとおりである場合には、証明書に記載された公開鍵を参照することにより検証されるデジタル署名の確認書とする。上記は、明示の確認の用語がデジタ

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>ル署名と共に記載されるか否かにかかわらず、かつ、デジタル署名が作成された時点で署名者が認可認証局の面前に出頭したか否かにかかわらない。</p> <p>(a) 当該証明書により検証可能であり、</p> <p>(b) 当該証明書が有効であった時に貼付されたこと。</p>	
MY/L-67.1	<p><b>67. 紛争を司法的に解決する際の推定</b></p> <p>デジタル署名に関する紛争を司法的に解決する際に、裁判所は以下の事項を推定するものとする。</p> <p>(a) 認可認証局がデジタル署名し、かつ</p> <p>( ) 公認リポジトリに公表され、または、</p> <p>( ) 発行する認可認証局または証明書に記載された利用者が提供した証明書が、デジタル署名した認可認証局が発行し、かつ、記載された利用者が受領したこと。</p> <p>(b) 有効な証明書に記載し、証明書を発行する認可認証局が確認した情報が正確であること。</p> <p>(c) デジタル署名が、認可認証局が発行した有効な証明書に記載された公開鍵により検証された場合、</p> <p>( ) 当該デジタル署名が、当該証明書に記載された利用者のデジタル署名であること。</p> <p>( ) 当該デジタル署名が、メッセージに署名する意図を有する当該利用者により貼付されたこと。</p> <p>( ) 当該デジタル署名の信頼者が、署名者が次のとおりであることにつき、一切理解および認識していないこと。</p> <p>(A) 利用者としての責務に違反していること。</p> <p>(B) デジタル署名を貼付するために使用される秘密鍵が正当に保管されないこと。</p> <p>(d) デジタル署名が、信頼システムを利用した公認日付/時間スタンプサービスにより時間を印刷される前に作成されたこと。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 第6章 リポジトリおよび日付/時間スタンプサービス

### 68. リポジトリの認定

- MY/L-68.1 (1) 検査官は、認定すべきリポジトリが本法律に基づき制定された規則に定める要件を満足すると判断した後に、1つまたは複数のリポジトリを認定することができる。
- MY/L-68.2 (2) リポジトリの認定手続きは、本法律に基づき制定された規則により規定されることができるとおりとする。
- MY/L-68.3 (3) 検査官は、決定することができる様式および方法で、認定したリポジトリのリストを公表するものとする。

### 69. リポジトリの責任

- MY/L-69.1 (1) リポジトリによるあらゆる排除、またはリポジトリと認可認証局または利用者との間のこれと異なる契約にもかかわらず、リポジトリは、以下の場合には、停止または取消された証明書に記載された公開鍵により検証されるデジタル署名の信頼者に生じた損失につき責任を負うものとする。当該場合とは、リポジトリが停止または取消の通知を公表する申請を受領後2営業日以上損失が生じ、かつ当該自然人がデジタル署名を信頼した時点でリポジトリが通知を公表していなかった場合である。
- MY/L-69.2 (2) 権利放棄しないかぎり、公認リポジトリまたは公認リポジトリの所有者もしくはオペレータは、
- (a) 停止または取消の公表を記録しなかったことにつき責任を負わないものとする。ただし、リポジトリが公表通知を受領し、かつ、通知が受領されてから1

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>営業日が経過したときは、この限りではない。</p> <p>(b) 証明書に推奨信頼制限として定める総額を超えて、MY/L-69.1 に基づく責任を負わないものとする。</p> <p>(c) 次の事項につき、MY/L-69.1 に基づく責任を負わないものとする。</p> <p>(i) 懲罰的損害賠償額。</p> <p>(ii) 苦痛に対する損害賠償額。</p> <p>(d) 認証局が公表した証明書の不実表示につき責任を負わないものとする。</p> <p>(e) 認可認証局、裁判所または検査官が本法律に基づき求められるまたは許諾されるとおり公表した情報（証明書の停止または取消に関する情報を含む）を正確に記録または報告することにつき責任を負わないものとする。</p> <p>(f) 次の場合には、認証局、証明書または利用者に関する情報を報告することにつき責任を負わないものとする。当該場合とは、当該情報が本法律に基づき求められるもしくは許諾されるとおりに公表される場合、または本法律に基づく認可交付および規定の責務の履行に関し、検査官の命令により公表される場合である。</p>	
	<p><b>70. 日付 / 時間スタンプサービスの認定</b></p>	
MY/L-70.1	<p>(1) 検査官は、認定されるべきサービスが本法律に基づき制定された規定に定める要件を満足すると判断した後、1 つまたは複数の日付 / 時間スタンプサービスを認定することができる。</p>	
MY/L-70.2	<p>(2) 日付 / 時間スタンプサービスの認定手続きは、本法律に基づき制定された規定で定めることができるものとする。</p>	
MY/L-70.3	<p>(3) 検査官は、決定できる様式および方法で、公認日付 / 時間スタンプサービスのリストを公表するものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 第7章 総則

### 71. 危険な活動に対する禁止

- MY/L-71.1 (1) いずれの認証局も、認可を交付されているか否かにかかわらず、認証局の利用者、認証局が発行した証明書の信頼者、またはリポジトリに対し、不当に危険負担を創出する方法で自己の業務を行ってはならない。
- MY/L-71.2 (2) 検査官は、1 つまたは複数の公認リポジトリに、認証局（認可を交付されているか否かにかかわらず）の、MY/L-71.1 に基づき禁止される危険を創出するあらゆる活動に関し、利用者、デジタル署名の信頼者およびリポジトリに通知する簡潔な報告書を公表することができる。
- MY/L-71.3 (3) 危険を創出または起こすものとして報告書に指定された認証局は、報告書の発行を書面による簡潔な抗弁を提出することにより、異議を申し立てることができる。
- MY/L-71.4 (4) MY/L-71.3 に基づく異議申し立てを受領した場合、検査官は、検査官の報告書と共に抗弁書を公表し、かつ、異議を申し立てている認証局に通知および聴聞する合理的な機会を直ちに付与するものとする。
- MY/L-71.5 (5) 検査官は、公聴会後に勧告書の公表が保証されていないと判断する場合、勧告書を取消すものとする。
- MY/L-71.6 (6) 検査官は、公聴会後に勧告書がもはや保証されていないと判断する場合、勧告書を取消すものとする。
- MY/L-71.7 (7) 検査官は、公聴会後に勧告書が依然として保証されていると判断した場合、勧告書を継続するかまたは修正し、MY/L-71.1 に基づき禁止される危険を排除または軽減するためにさらなる法的措置を講じることができる。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-71.8	(8) 検査官は、1 つまたは複数の公認リポジトリに、その状況に応じて、MY/L-71.5、MY/L-71.6 または MY/L-71.7 に基づく判断を公表するものとする。	
<b>72. 秘密保持義務</b>		
MY/L-72.1	(1) 本法律の目的のためである場合を除き、本法律に基づき取得したあらゆる記録、書籍、登録簿、通信、情報、文書その他資料を閲覧できる自然人はいずれも、その他あらゆる自然人に対し、当該記録、書籍、登録簿、通信、情報、文書その他資料を開示してはならない。	
MY/L-72.2	(2) MY/L-72.1 に違反した自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、10 万 RM(300 万円)以下の過料もしくは2年以下の懲役または併課に処する。	
<b>73. 虚偽の情報</b>		
MY/L-73.1	口頭または書面を問わず、本法律に基づき必要なあらゆる宣言書、報告書、証明書その他文書または情報において、その詳細に虚偽、不正確または誤解を招く事項が含まれているにもかかわらず署名またはこれを提供する自然人は、罪を犯したことになり、有罪判決に基づき、50 万 RM(1500 万円)以下の過料もしくは10年以下の懲役または併課に処する。	
<b>74. 法人による犯罪</b>		
MY/L-74.1	(1) 法人が本法律に基づき罪を犯した場合、罪を犯した時点で、法人の取締役、マネージャ、秘書役その他類似の役員であった、もしくは当該資格において行為することになっていた、もしくはいかなる方法においても、もしくはいかなる範囲においても法人の業務のいずれかの経営を担当していた、または当該経営を支	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
MY/L-74.2	<p>援していたあらゆる自然人は、</p> <p>(a) 法人と同一の訴訟手続で個別にまたは連帯して請求されることがある。</p> <p>(b) 法人が犯罪に関し有罪と判決された場合には、以下のことを証明しないかぎり、当該資格における自己の機能の性質およびあらゆる状況に関連して、当該犯罪に関し有罪とみなされる。</p> <p>( ) 当該犯罪が、当該自然人の認識、同意または黙認なしに実行されたこと。</p> <p>( ) 合理的な予防策をすべて講じ、かつ相当の注意を払って犯罪の実行を防止したこと。</p> <p>(2) あらゆる自然人があらゆる作為、不作為、懈怠または不履行に対する刑罰または違約金につき、本法律に基づき責任を負うことになる場合、自己のあらゆる従業員もしくは代理人または当該代理人の従業員の、当該あらゆる作為、不作為、懈怠または不履行に対する同様の刑罰または違約金につき、当該作為、不作為、懈怠または不履行が以下のいずれかにおいて犯されたときは、その責任を負うものとする。</p> <p>(a) 自己の従業員の就業の過程で。</p> <p>(b) 代理人が自身に代わって行為したとき。</p> <p>(c) 当該代理人の従業員が、当該代理人または当該代理人に代わってその他による就業の過程で。</p>	
	<p><b>75. 公認役員</b></p>	
MY/L-75.1	<p>(1) 大臣は、公務員または検査官の役員に、本法律に基づく執行権の行使を書面で認可することができる。</p>	
MY/L-75.2	<p>(2) 当該公務員または役員はいずれも、刑法の意味する範囲内で公僕とみなされる。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-75.3	(3) 本法律に基づく執行権のいずれかを行使する際には、公認役員は、請求に基づき、自身が行為を向ける自然人に対し、大臣が当該役員に発行した権限を提示するものとする。	
<b>76. 調査権能</b>		
MY/L-76.1	(1) 検査官は、本法律を遵守するために、認証局の活動を調査することができる。	
MY/L-76.2	(2) MY/L-76.1において、検査官は、自己の調査を促進するために認証局に命令を発行し、本法律の遵守を確実にすることができる。	
MY/L-76.3	(3) さらに、本法律に基づく犯罪の実行に関する場合、調査を実施する公認役員はいずれも、刑事訴訟法により押収可能な場合における警察の調査に関する特別な権能の全部または一部を行使することができる。	
<b>77. 令状による捜査</b>		
MY/L-77.1	(1) 宣誓時の、および必要とみなす調査後の書面による情報に基づき、あらゆる敷地において本法律に基づく犯罪が実行されていると信じる合理的な理由のあることが治安判事に提出された場合、治安判事は、警部の階級以上のあらゆる警察官またはこれらに関して指名された権限を有する役員に対し、支援のあるなしにかかわらず、および必要な場合は武力により日中または夜間の合理的な時間に敷地内に立入ること、ならびに以下のものを捜索および押収することを許可する令状を発行することができる。  (a) その実行が疑われるあらゆる犯罪に関する情報を含むまたは含むことが合理的に疑われるあらゆる帳簿、財務諸表その他文書（電子化データを含む）の写し。  (b) 自然人が認可認証局であることを表明または黙	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	示するあらゆる看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知その他装置。	
	(c) 当該犯罪の実行の証拠を提供すると合理的に信じられるその他あらゆる文書、論文または記事。	
MY/L-77.2	(2) MY/L-77.1 基づく捜索を行う警察官または公認役員は、犯罪を調査するためにそうすることが合理的に必要と判断する場合には、当該敷地においてあらゆる自然人を身体検査することができる。	
MY/L-77.3	(3) MY/L-77.2 に基づき自然人の身体検査を行う警察官または公認役員は、当該役員が実施した調査において当該自然人が発見したあらゆる書籍、財務諸表、文書、電子化データ、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文または記事を押収、留置または占有することができる。	
MY/L-77.4	(4) 女性の自然人に対しては、他の女性の自然人以外は、本条に基づく身体検査をしないものとする。	
MY/L-77.5	(5) その性質、大きさまたは総額により、本条に基づき押収されたあらゆる書籍、財務諸表、文書、電子化データ、看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文または記事を除去することが実用的でない場合、押収する役員は、発見された敷地または容器内の当該書籍、財務諸表、文書、電子化データ、看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文または記事をあらゆる方法により封印するものとする	
MY/L-77.6	(6) MY/L-77.5 に定める封印を合法的な権限なしに破壊、改ざんもしくは破損する、もしくは封印されたあらゆる書籍、財務諸表、文書、電子化データ、看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文もしくは記事を除去するか、またはこうした行為を試みる自然人は、罪を犯したことになる。	
<p><b>78. 令状のない捜索押収</b></p>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-78.1	<p>警部の階級以上の警察官が MY/L-77 に定める状況のいずれかにおいて、本条に基づく捜索令状の取得を遅延したことにより、調査に悪影響を及ぼすか、または犯罪の実行の証拠が改ざん、除去、破損または廃棄されるおそれがあると信じる合理的な理由を有する場合、当該役員は、当該敷地に立入り、当該敷地においておよび当該敷地に関し、本条に基づき発行された令状によりそうすることを認可されたかのごとく、同様の完全かつ十分な方法で、MY/L-77 に定めるすべての権能を行為することができる。</p>	
<b>79. 電子化データへのアクセス</b>		
MY/L-79.1	<p>(1) MY/L-77 または MY/L-78 に基づく捜索を行う警察官または MY/L-77 に基づく捜索を行う公認役員は、コンピュータその他に格納される電子化データへのアクセスを付与される。</p>	
MY/L-79.2	<p>(2) 本条において、「アクセス」とは、電子化データの読解を可能にするために必要なパスワード、暗号化コード、複合化コード、ソフトウェアまたはハードウェアおよびその他あらゆる手段を与えられることを含む。</p>	
<b>80. 押収物のリスト</b>		
MY/L-80.1	<p>(1) MY/L-80.2 に定めてある場合を除き、あらゆる書籍、財務諸表、文書、電子化データ、看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文または記事が MY/L-77 または MY/L-78 に基づき押収された場合、押収する役員は、押収物のリストを作成し、捜索された敷地の占有者または占有者の代理人もしくは被用者に、これらの敷地で、署名したリストの写しを直ちに交付するものとする。</p>	
MY/L-80.2	<p>(2) 敷地が占有されていない場合には、押収する役員は、可能なときは常に、敷地において顕著に押収された物のリストを掲示するものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 81. 公認の役員に対する妨害

MY/L-81.1 本法律に基づく自己の機能の履行において、公認役員を妨害し、妨げ、脅迫または干渉するあらゆる自然人は、罪を犯したことになる。

## 82. 追加権能

MY/L-82.1 公認役員は、本法律を執行する目的で、以下の全部または一部を行う権能を有する。

(a) 認可認証局が維持する記録、財務諸表、電子化データおよび文書の提出を求め、これらを検査、調査、コピーすること。

(b) 本法律に基づく事件または犯罪に関し、あらゆる自然人から身元確認文書の提出を求めること。

(c) 本法律の規定を遵守しているかを確認するために必要な調査を行うこと。

## 83. 一般違約金

MY/L-83.1 (1) 違約金が明示に定められていない、本法律に基づく罪を犯した自然人は、有罪判決に基づき、20万RM(600万円)以下の過料もしくは4年以下の懲役または併課に処する。犯罪が継続する場合には、犯罪が継続する各日に対し、さらに2,000RM(6万円)以下の過料に処する。

MY/L-83.2 (2) 本条において、「本法律」には、本法律に基づき制定された規則を含まない。

## 84. 手続き上の費用の回復

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

MY/L-84.1 検査官は、認証局が本法律に違反したと判断する場合、命令に関する犯罪訴追および裁判手続においてならびに命令を施行する際に、検査官に生じた費用の支払いを認証局に命令することができる。

### 85. 押収から生じる、回復可能な費用または損害賠償額の不存在

MY/L-85.1 いかなる自然人も、本法律に基づき付与したあらゆる権能を行使するかまたは行使を試みる際に押収した、あらゆる書籍、財務諸表、文書、電子化データ、看板、カード、手紙、パンフレット、リーフレット、通知、装置、論文または記事の押収に関して裁判所で行われるあらゆる訴訟手続において、当該押収が合理的な理由なしに行われないうえ、当該訴訟手続の費用またはあらゆる損害賠償額その他救済を受ける権利を有しない。

### 86. 起訴の開始および実施

MY/L-86.1 (1) 本法律に基づくあらゆる犯罪に対するまたは犯罪に関する起訴はいずれも、検察官から書面にて同意を得ないで、提起されない。

MY/L-86.2 (2) 検察官が正当に書面で認可した検査官の役員はいずれも、本法律に基づくあらゆる犯罪に対する犯罪訴追を実施することができる。

### 87. 犯罪を審理する裁判管轄

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/L-87.1	<p>これと異なるあらゆる成文法にもかかわらず、第1級治安判事裁判所は、本法律に基づくあらゆる犯罪を審理し、当該あらゆる犯罪に対する完全な刑罰を課す裁判管轄を有するものとする。</p> <p><b>88. 役員の保護</b></p>	
MY/L-88.1	<p>以下の者に対して起訴、開始または続行される訴訟および犯罪訴追は一切ない。</p> <p>(a) 本法律を実施する目的で命令または実施するあらゆる行為に対し、行為のため、または行為に関し、本法律に基づき正当に認可された検査官またはあらゆる役員。</p> <p>(b) 次の場合には、検査官または本法律に基づき正当に認可されたあらゆる役員の命令、指示または命令に基づき実施するまたは実施を試みる行為に対し、行為のため、または行為に関し、本法律に基づき正当に認可されたその他自然人。当該場合とは、当該行為が誠意をもって、かつこれによりかなえられることを意図した目的に必要であったと合理的に信じて行われた場合である。</p> <p><b>89. 免責権能</b></p>	
MY/L-89.1	<p>(1) 大臣は、官報に公表する命令により、本法律の規定の全部または一部（MY/L-4 を除く）からいかなる自然人または自然人の集団をも免責することができる。</p>	
MY/L-89.2	<p>(2) 大臣は、MY/L-89.1 に基づくあらゆる免責に適すると考えるいかなる条件をも課すことができる。</p> <p><b>90. 法律の適用を否認または限定することに対する制限</b></p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

MY/L-90.1 本法律に基づき明示に定めないかぎり、いかなる自然人も、本法律の適用を否認または契約上限定することはできない。

### 91. 規則

MY/L-91.1 (1) 大臣は、以下の目的の全部または一部に対する規則を制定することができる。

(a) 認証局の資格要件を規定すること

(b) 本法律に基づく認可および証明書を申請する方法、申請者が提供する詳細、認可および認証の方法、これらのために支払う手数料、課される条件もしくは制限ならびに認可および証明書の書式を規定すること

(c) 公認認証局の事業を規制すること。

(d) 認証局公開記録の内容、書式および情報筋の要件、当該情報の更新および適時性ならびに認証局公開記録に関するその他慣習および方針を規定すること。

(e) CPS の書式を規定すること

(f) 監査役の資格要件および監査手続きを規定すること

(g) リポジトリの要件およびリポジトリの認定手続きを規定すること

(h) 日付 / 時間スタンプサービスの要件および日付 / 時間スタンプサービスの認定手続きを規定すること

(i) デジタル署名の作成に使用するソフトウェアの検査手続、およびデジタル署名および認証慣習に関して適用される標準の検査手続ならびに当該ソフトウェアおよび標準に関する報告書の公表手続きを規定すること

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	(j) 本法律における書式を規定すること。 (k) 本法律に基づき支払うべき手数料および費用ならびに当該手数料および費用の回収および支払方法を規定すること	
MY/L-91.2	(1) 本法律の規定に完全な効果を付与することにより意図される、または付与するために必要な、および正当な管理のために必要なその他事項を定めること (2) MY/L-91.1 に基づき制定された規則は、犯罪となるべき、規則に違反する行為を規定し、かつ、10 万 RM(300 万円)以下の過料もしくは2 年以下の懲役または併課を規定することができる	
	<b>92. 留保および移行</b>	
MY/L-92.1	(1) 本法律の開始前に認証局として営業または操業している認証局は、当該開始から3 カ月以内に、本法律に基づく認可を取得するものとする。	
MY/L-92.2	(2) MY/L-92.1 に定める認証局が MY/L-92.1 に規定する機関を過ぎても認可を取得しない場合、当該認証局は無認可の認証局とみなされ、かつ、本法律の規定は、それに従い、当該認証局および当該認証局が発行した証明書に適用されるものとする。	
MY/L-92.3	(3) MY/L-92.1 に定める認証局が MY/L-92.1 に規定する期間内に本法律に従い認可を取得した場合には、本法律の開始前に当該認証局が発行した証明書はすべて、本法律に矛盾しないかぎり、本法律に基づき発行されたものとみなされ、かつ、それに従って効果を有するものとする。	

マレーシア

[MY/R] デジタル署名規則

1998.10.01 施行

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	1997 年デジタル署名法 1998 年デジタル署名規則 1997 年署名法[法 562]の第 91 条により付与された権限に基づき、大臣は以下の規則を定める：	
	<b>第 1 章 予備事項</b>	
	<b>1. 呼称と発効</b>	
MY/R-1.1	(1) 本規則は 1998 年署名規則と呼称される。	
MY/R-1.2	(2) 本規則は 1998 年 10 月 1 日をもって施行される。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 2. 解釈

MY/R-2.1	本規則においては、以下の語は、文脈上別段の意味に解釈する必要がない限りは、以下のとおりの意味とする。	
MY/R-2.1.1	「認可デジタル署名スキーム」とは、MY/R-29において認可されたデジタル署名のスキームをいう。	
MY/R-2.1.2	「認可料金」とは、署名法および本規則に基づく認可認証局、認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスが課す手数料または費用であり、MY/R-40、MY/R-50 および MY/R-63 に基づき、検査官が個々に認可する。	
MY/R-2.1.3	「公認会計士」とは、1967 年会計士法[法 94]において登録された会計士をいう。	
MY/R-2.1.4	「特定名」とは、コンピュータを基礎とするコンテキストにおいて人間等、実在のものを特定する一組のデータをいう。	
MY/R-2.1.5	「ハードウェア・ベース」とは、トークンまたはスマートカードあるいはその他の外部デバイスによることをいう。	
MY/R-2.1.6	<p>「ハッシュ関数」とは、ある連続したビットを一般的により小さい下記(a)～(c)のような一式のビット(ハッシュ結果)にマッピングまたは置き換えるアルゴリズムをいう。</p> <p>(a) インプットしたのと同じメッセージを用いてそのアルゴリズムを実行した場合、毎回その記録から同じハッシュ結果が出る</p> <p>(b) あるメッセージをそのアルゴリズムから生み出されたハッシュ結果から復元ないし再構成することが計算上不可能である</p> <p>(c) ある2つのメッセージがそのアルゴリズムを使えば同じハッシュ結果を生むことが計算上不可能であ</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	る	
MY/R-2.1.7	「ハッシュ結果」とは、ハッシュ関数によるメッセージ処理で製成される成果物をいう。	
MY/R-2.1.8	「認可された」とは、運営段階の認可を付与されていることをいう。	
MY/R-2.1.9	「公開鍵アルゴリズム」とは、異なる署名鍵および検証鍵を製成するように設計されたアルゴリズムをいう。検証鍵は公開され、かつ署名鍵は、合理的な時間内には検証鍵から算定することはできない。	
MY/R-2.1.10	「有資格監査人」とは、MY/R-41 に基づき、有資格監査人として登録された公認会計士または認定を受けたコンピュータ・セキュリティの専門家をいう。	
MY/R-2.1.11	「適格支払請求権」とは、当該認可認証局に関して管轄権を有する裁判所が、法に基づく民事訴訟において認め、同機関に対する損害賠償請求権をいう。	
MY/R-2.1.12	「認定される」とは、運営段階の認定証明書が発行されることをいう。	
MY/R-2.1.13	「ソフトウェア・ベース」とは、コンピュータシステムまたはプログラムによることをいう。	
MY/R-2.1.14	「サブリミナル・チャンネル」とは、サブリミナル文書をデジタル署名の一部として送付することを可能にするデジタル署名中のチャンネルを意味する。	
MY/R-2.1.15	「適切な保証」とは、MY/R-23 にいう適切な保証をいう。	
	<b>3. 書式</b>	
MY/R-3.1	本規則に基づく使用のため、別紙 1 の書式を定める。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 4. 料金

- MY/R-4.1 (1) 本規則につき、別紙 2 のとおり料金を定める。
- MY/R-4.2 (2) 料金は、検査官が指示する手段または方法により検査官に支払われる。

### 第 2 章 認証局の認可

#### 5. 認可の段階

- MY/R-5.1 (1) 認証局として事業を行うための認可は、以下の二段階にわたって発行される：
- (a) 設立段階；および
  - (b) 運営段階
- MY/R-5.2 (2) いかなる者も運営段階の認可が発行されていない限り、認証局として事業を営み、または認証局として事業を営んでいるかのような表示をしてはならない。
- MY/R-5.3 (3) MY/R-5.2 に違反した者は、有効な認可なしに認証局として事業を行っているものとみなされる。
- MY/R-5.4 (4) 設立段階の認可の有効期間は、1 年を超えないものとする。
- MY/R-5.5 (5) 認可申請は、以下の場合には、撤回されたとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影響しない：
- (a) 申請者が MY/R-5.4 で規定される期間満了前に運

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
MY/R-5.6	<p>営段階の認可の申請をしないとき、または</p> <p>(b) 申請者が、MY/R-5.4 で規定される期間内に適法な運営段階の認可を申請したが、これが発行されないとき</p> <p>(6) 本規則は、申請者が別途運営段階の認可の申請要件を満たすことができる場合でも、そのための要件として設立段階の認可申請を要求していると解釈してはならない。</p>	
	<p><b>6. 資格要件</b></p>	
MY/R-6.1	<p>認証局として事業を行おうとする者は、以下の要件を満たすものとする：</p> <p>(a) マレーシアで設立された法人あるいは1961年パートナーシップ法 [法 135] の意味におけるパートナーシップであること</p> <p>(b) マレーシアに登記された事務所を有すること</p> <p>(c) 検査官の要求に沿った、認証局として事業を行うに合理的に十分とされる運転資金を有すること</p> <p>(d) 検査官に適切な保証を差し入れていること</p> <p>(e) 鍵ペアおよび証明書の製成および管理に信頼システムを使用していること</p> <p>(f) 鍵ペアの製成およびデジタル署名の製成および検証に認可デジタル署名スキームを使用していること</p> <p>(g) その運営手順に、CPS、証明書に記載されるべき加入者の本人確認ための措置および使用されるべきレポジトリおよびタイムスタンプサービスを含むこと</p> <p>(h) 以下を満たす者のみを実働要員として使用すること：</p> <p>(i) 過去15年間の間に、詐欺、虚偽の陳述または欺罔に関係する罪の有罪判決を受けておらず、かつ</p> <p>(ii) 法および本規則の要求に沿うための知識および</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>専門性を示したこと</p> <p>(i) 法および本規則に基づく認可付与、規格および技術要件に従うこと、さらに</p> <p>(j) 検査官が適当と認めるその他の要件に従うこと</p>	
	<p><b>7. 認可申請</b></p>	
MY/R-7.1	(1) 認可申請は書式 1 によりなされるものとする。	
MY/R-7.2	(2) 申請者が 1 つ以上事務所を有するときは、申請者は申請において各事務所を明示するものとする。	
MY/R-7.3	<p>(3) MY/R-7.1 の申請には、以下のものを添付しなければならない。</p> <p>(a) 状況に応じ、MY/R-8 または MY/R-9 により要求される情報、</p> <p>(b) 所定の料金、および</p> <p>(c) その他検査官が要求するその他の情報あるいは文書</p>	
MY/R-7.4	(4) 検査官は、運営段階の認可申請につき、申請者に対して運営手順の一部を示すことを要求し、また、申請者が使用するソフトウェア、ハードウェア、技術コンポーネント、アルゴリズム、基準およびその他の関連するパラメータおよび装置・設備につき、その安全性および信頼性を確認することを目的として、申請者の負担において、その個別の試験を要求することができる。	
MY/R-7.5	(5) 申請者が、MY/R-7.3 に基づいて要求される情報あるいは文書を提出せず、あるいは MY/R-7.4 に基づいて要求される表示あるいは試験につき、各要求事項中で定められる期間内あるいは検査官が認めた延長期間内にこれを実施しないときは、当該申請は撤回されたものとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

響しない。

## 8. 設立段階につき必要な情報

MY/R-  
8.1

設立段階の認可申請には、以下の情報を含むものとする：

- (a) 申請者に関する事項
- (b) 予想される運営費用と予定する資金繰り
- (c) 入手可能であれば、雇用される人員およびその資格の詳細
- (d) 予定する運営手順、および
- (e) 提供するサービスおよびそれについて課す手数料および費用

## 9. 運営段階につき要求される情報

MY/R-  
9.1

運営段階の認可申請には、以下を含むものとする：

- (a) 設立段階につき提出された有効な情報一切
- (b) 新規の情報や設立段階において提出された情報に変更がある場合は、それら新規の情報および変更の一切
- (c) 適切な保証、および
- (d) 有資格監査人の、所定の認可付与、規格および技術要件が満たされていることを証する報告書

## 10. 認可の発行

MY/R-  
10.1

(1) 認証局として運営するための認可は、書式 2 による。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-10.2	(2) 検査官は、認可の対象となる段階および認可の期間を認可中に表示する。	
MY/R-10.3	(3) 所定の認可料および運営初年度の年間運営料は、運営段階の認可の発行時に検査官に支払うものとする。	
MY/R-10.4	(4) 次年度以降の運営に関する所定の年間運営費は、検査官が定める時期に支払うものとする。	

## 11. 黙示的条件

MY/R-11.1	<p>法に基づき付与される各認可においては、認可認証局につき以下の事項が含蓄される：</p> <p>(a) 認可認証局は、認証局としての事業につき合理的に十分とされる運転資金を保有しかつ維持すべきこと</p> <p>(b) 認可認証局はその運営手順を検証できる状態に維持し、かつ検査官の事前の書面による承認なしにこれになんらの重大な変更をしないこと</p> <p>(c) 認可認証局は認可デジタル署名スキームのみを使用すること</p> <p>(d) 認可認証局は、自身の使用および加入者の使用のために、認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスとの間で、必要なアレンジメントを行い、かつ維持すること。ただし、これらのサービスを自ら行う場合はこの限りでない。</p> <p>(e) 認可認証局は、秘密鍵の保護および鍵の割当、管理、保管および鍵処分のためのセキュアなシステムおよびインフラストラクチャーを確立しかつ維持すること</p> <p>(f) 認可認証局は、法および本規則に基づき加入者から入手した情報および文書保管のための安全装置およびデータベースを設立しかつ維持すること</p> <p>(g) 認可認証局は、常に、法および本規則に基づき加</p>	
-----------	--	--

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>入者から入手した情報および文書の機密性を維持し、かつ当該情報および文書の公示または開示に関しては加入者の指示に従うこと</p> <p>(h) 認可認証局は適切な保証を本規則の要求にしたがって保持しかつ維持すること</p> <p>(i) 認可認証局がその運営を廃止しようとするときは、認可認証局は、その発行しかつ取消されまたは満了となっていない各証明書に加入者に、90 日前までに書面でこれを通知すること</p> <p>(j) 認可認証局は、本規則の要求にしたがって、そのやり取りの詳細な文書による記録を保持し、かつ維持すること</p> <p>(k) 認可認証局は、本規則の要求にしたがって会計帳簿を保持し、かつ維持すること、および</p> <p>(l) 認可認証局は、法および本規則に基づいて検査官が発した指示に従うこと</p>	
	<p><b>12. 認可の更新</b></p>	
<p>MY/R-12.1</p>	<p>(1) 認可更新の申請は、書式 1 による。</p>	
<p>MY/R-12.2</p>	<p>(2) 前項の申請には以下を添付する：</p> <p>(a) 所定の料金</p> <p>(b) 関連する 1 あるいは複数の年度の年次適合性監査報告書</p>	
	<p><b>13. 認可の再発行</b></p>	
<p>MY/R-13.1</p>	<p>(1) 認可再発行の申請は、書式 3 による。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-13.2	(2) 検査官が、認可紛失の理由を妥当と認めるときは、書式 2 による再発行認可を発行することができる。この場合認可状には「複製」の語を表示する。	
<b>14. 申請に基づく認可の変更</b>		
MY/R-14.1	(1) 認可認証局は、検査官に対し、以下に関する変更を求めることができる： (a) 認可の個々の事項、または (b) 認可に付された条件	
MY/R-14.2	(2) 前項の申請は書面により行い、これを検査官に提出しなければならない。	
MY/R-14.3	(3) 検査官が当該変更を承認したときは、検査官はこれに従って認可を変更すると共に、当該認可を、その失効まで、変更後の内容において存続させる。	
<b>15. 認可条件の変更等の権限</b>		
MY/R-15.1	(1) 検査官は、認可の有効期間中、当該認可に付されたあらゆる条件につきこれを訂正し、変更し、追加し、取り消し、停止しあるいは再開しまたはこれに新規の条件を付することができる。監督機関はさらに、これを書面により認可認証局に通知する。	
MY/R-15.2	(2) 検査官は、前項に基づいて何らかの措置をとる前に、以下につき考慮する： (a) 当該条件の変更または新規条件を遵守するにつき認可認証局側に生じるべき費用の予測額、および (b) 当該事業所で行われている事業の性質および規模	
MY/R-15.3	(3) 検査官がMY/R-15.1の定めに基づいて認可に付された条件を訂正し、変更し、追加し、あるいは付した場合、当該認可認証局に適正な聴聞の機会が与えられるまで、それら条件の効力は生じない。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 16. 認可の移転または譲渡

MY/R-16.1 (1) 検査官が書面でこれを認可した場合を除き、認可は移転することができない。

MY/R-16.2 (2) MY/R-16.1 の定める認可の申請は、当該認可認証局が書面でなし、これを検査官に提出しなければならない。

MY/R-16.3 (3) MY/R-16.1 の定める申請には、所定の料金を添付しなければならない。

MY/R-16.4 (4) 認可認証局が以下に該当するときは、検査官は、書面による申請に基づき、当該認可状への裏書により検査官が適当と認める条件のもとに当該認可を当該認可認証局の利益のために、当該認可の期間満了までの間または検査官が適当と認めるこれより早い日までの間、ほかの適切な者に移転することができる。この場合、当該承継者は、法および本規則にいう認可認証局とみなされる：

- (a) 会社の場合、解散、
- (b) パートナーシップの場合、解散

## 17. パートナーシップと認可

MY/R-17.1 (1) 認可がパートナーシップに対して発行されたときは、当該認可においては、すべてのパートナーを被認可者として称する。

MY/R-17.2 (2) 当該パートナーシップに何らかの変更が生じたときは、残余パートナーは全員としてあるいは個々に、当該変更後 1 ヶ月以内に、検査官にこれを書面で通知する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-17.3	(3) 検査官が、当該パートナーシップが解散していないと認め、かつパートナーが追加された場合には、当該新パートナーが適切な者であると認めるときは、検査官は当該認可を変更し、また当該認可がその期間満了まで変更後の内容で効力を保持することを許すことができる。	
MY/R-17.4	(4) 前項の定めに基づく変更は、これを MY/R-14 に基づく変更とみなす。	
MY/R-17.5	(5) パートナーは全員、他のパートナーの作為および不作為について連帯してその責めを負う。ただし、以下を立証したときはこの限りでない： (a) 当該作為または不作為につき、当該パートナーがこれを知らず、これに同意を与えず、またこれを黙認しなかったこと、および (b) 当該作為または不作為を防ぐために、当該パートナーがすべての合理的な予防措置を講ずると共に適切な注意を払ったこと	
<b>18. 認可登録簿</b>		
MY/R-18.1	(1) 検査官は、その適当と認める形式により、認可登録簿を作成しこれを維持管理する。	
MY/R-18.2	(2) 認可登録簿は、これを公衆が閲覧しかつこの謄・抄本を作成することができる。	
MY/R-18.3	(3) 検査官は、その定める形式および方法により、認可認証局のリストを公開する。	
<b>19. 認可の認証付き謄本</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-19.1	(1) 以下の場合、認可認証局は、検査官に対し書面によりその認可の認証付き謄本を申請することができる： (a) 当該認可認証局に対して発行された認可が破壊されまたは利用できなくなったとき、または (b) 正当な理由のために、当該認可の認証付きコピーが必要であるとき	
MY/R-19.2	(2) 申請には、当該認可認証局に対して発行された認可が紛失し、破壊されまたは利用できなくなったことを示す制定法上の宣誓書または警察に対する届出書あるいは申請理由を示す陳述書を、状況に応じて添付しなければならない。	
MY/R-19.3	(3) 検査官またはこれにより権限を与えられた職員は、当該認可の原本が紛失し、破壊されまたは利用できなくなりあるいは正当の理由のためにその認証付き謄本が必要であると判断したときは、これを発行することができる。	

### 第3章 認証局公開記録

#### 20. 認証局公開記録の内容

MY/R-20.1	(1) 認可認証局の認証局公開記録には、以下の事項を含まなければならない： (a) 当該認証局公開記録が検査官のもとで提供されかつ管理されているとの表明 (b) 当該認可認証局の商号および登録された住所 (c) 当該認可認証局の電話番号およびファックス番号（もしあれば） (d) 電子メールアドレスその他当該認可認証局に電子的に連絡を取ることができる連絡先（もしあれば） (e) 当該認可認証局の特定名 (g) 当該認可認証局に対して発行された認可につき	
-----------	---	--

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>MY/R-15 に基づいて付された制限（もしあれば）</p> <p>(h) MY/R-9 に基づいて認可が取り消されたときは、取消の事実およびその発効日</p> <p>(i) MY/R-11 に基づいて認可が放棄( )されたときは、放棄の事実およびその発効日</p> <p>MY/R-11 の訳文では「廃棄」との語が使われていますが、本用語の法律上の意義や単語の意味それ自体からすれば、「放棄」と訳するのが妥当だと思われます。</p> <p>(j) 当該認可認証局がその認可を MY/R-17 に基づいて更新する意思を有しないときは、その旨の表示</p> <p>(k) 当該認可認証局の公開された証明書に付したデジタル署名を確認することができる現行の公開鍵</p> <p>(l) 当該認可認証局の適切な保証の金額</p> <p>(m) 当該認可認証局が提出した適切な保証から支払われるべきものとして検査官に対してなされた支払請求の合計金額</p> <p>(n) 法または本規則に基づく不法行為または債務不履行による損害に関する責任あるいは法的賠償能力の制限であって当該認可認証局に適用されかつ検査官が知っているものの簡潔な説明。ただし当該制限が法あるいは本規則に明示されている場合を除く。</p> <p>(o) 当該認可認証局の CPS の所在場所および当該 CPS の検索方法および手順、その形式および構成、作成者ならびに日付</p> <p>(p) MY/R-20 に基づく業務監査の日およびその結果</p> <p>(q) 当該認可認証局が MY/R-21 の定めに基づいて業務監査から除外されている場合は、その旨</p> <p>(r) 当該認可認証局が使用するレポジトリ</p> <p>(s) 当該認可認証局によって発行された証明書の 1 つあるいは複数を確認するために必要な公開鍵を含む証明書が取り消されまたは停止中であるときは、取消または停止の日時</p> <p>(t) 当該認可認証局の業務遂行能力あるいは検査官が提供するレポジトリまたは認定レポジトリに公示された証明書の効力に重大な影響を及ぼす事由、およ</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>び</p> <p>(u) 検査官が適当と認める、当該認可認証局に関連するその他の事項</p>	
MY/R-20.2	(2) 認証局公開記録に公示されなければならない事項につき当該認証局が知識を有するときは、同機関はこれを遅滞なく検査官に伝達しなければならない。	
MY/R-20.3	(3) 前項の定め違反する者は、犯罪を犯すものとし、5万RM(150万円)以下の罰金または1年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
MY/R-20.4	(4) 検査官は、認証局公開記録を定期的に検査し、検査官が受領した一切の情報が当該認証局公開記録にその受領後直ちに登載されていることを確認する。	
	<p><b>21. 認証局公開記録の形式</b></p>	
MY/R-21.1	<p>検査官は、その適当と認める形式により、認可認証局の認証局公開記録を維持・管理する。</p>	
	<p><b>22. 認証局公開記録の保存</b></p>	
MY/R-22.1	<p>認証局公開記録は、その最終の登載の日から10年以上これを保存しなければならない。ただし検査官が別段の指示をなしたときはこれによる。</p>	
	<p><b>第4章 適切な保証および請求</b></p>	
	<p><b>23. 適切な保証</b></p>	
MY/R-23.1	<p>(1) 適切な保証は、以下の要件を満たさなければならない：</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	(a) 検査官が承認した形式であること (b) 当該認可認証局に対して適格支払請求権を有する者の利益のために、検査官に対して支払うべきものとして発行されたこと (c) 状況に応じ、MY/R-2 または MY/R-3 に定める金額であること (d) 法または本規則の定めに従って発行されたものであることを表明していること、および (e) 当該認証局に対して発行される認可の期間以上の有効期間を表示すること	
MY/R-23.2	(2) 適切な保証は、以下のいずれか以上の金額でなければならない： (a) 当該認証局の認可期間中に同認証局が発行する証明書の最大推奨信頼制限の 100%、または (b) 当該認可認証局が発行したすべての証明書のうち失効しあるいは取り消されたもの以外のものの推奨信頼制限合計額の 35%	
MY/R-23.3	(3) MY/R-23.2 の規定にかかわらず、検査官は、認証局が書面でこれを請求しかつ検査官が当該状況下においてこれをなすことが合理的と認めるときは、前項の定める金額より低い金額を適切な保証として定めることができる。ただし、その金額は 200 万 RM(6000 万円)以上でなければならない。	
MY/R-23.4	(4) 適切な保証は、さらに、当該保証に基づいてなされる請求に対して当該保証から支払われる年間合計額がその額面金額を上回ることができないことを定めることができる。	
MY/R-23.5	(5) 検査官は、適切な保証を、認可が発行された期間、MY/R-24 の定めに従って保持しなければならない。	

#### 24. 適切な保証の返還

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-24.1	(1) 認可が失効しかつ更新されずまたはそれ以前に取り消されあるいは放棄されたときは、検査官は、適切な保証を、これに対する一切の請求の解決または当該失効、取消あるいは放棄後 3 年の経過のいずれかより遅い時点の経過後に、当該認証局に対して、状況に応じてその全額あるいは清算後の残額を返還する。	
MY/R-24.2	(2) MY/R-24.1 に定める期間内に当該適切な保証の期間が満了するとき、検査官は、当該認証局に対して、これを更新しあるいはその期間を前項の期間に満つるまで延長しまたはその期間につき新しい適切な保証を提出するよう求める。	
MY/R-24.3	(3) MY/R-24.2 に定める検査官の要求に反する者は、犯罪を犯すものとし、これを 5 万 RM(150 万円)以下の罰金または 1 年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>25. 適切な保証の返還</b>		
MY/R-25.1	(1) これに反する適切な保証に関する規定にかかわらず、適切な保証中に示された者に対して適格支払請求権を有する者は、その全額につき、当該適切な保証の発行者から支払いを受けることができる。当該適切な保証の期間中複数の適格支払請求権者があるときは、当該適切な保証の発行者の支払額は当該保証の金額を上限とし、適格支払請求者はその金額に基づく割合に応じて支払を受ける。	
MY/R-25.2	(2) 同一の適切な保証から、複数の請求者が連続して支払を受けることができる。しかし、当該適格支払請求権を主張するすべての者に対して当該適切な保証からその有効期間中に支払われるべき金額の総額が、当該適切な保証の金額を超えない場合に限る。	
MY/R-25.3	(3) 適格支払請求権の金額の支払を受けるに加え、請求権者は、適切な保証からの支払金により合理的金額のリーガル・フィーおよび当該支払請求にかかわって請求権者に生じた訴訟費用を回収することができる。ただし、当該適切な保証による一切の適格支払請求権者に対する当該債権および費用の支払の合計額は、当	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

該適切な保証の金額を上限とする。

## 26. 請求手続き

MY/R-26.1 (1) 適切な保証の発行者に対して適格支払請求権を有すると主張する者は、当該適格支払請求権が基礎とする裁判所の判決後 30 日以内に、検査官に対し、書式 4 による請求通知を書面で提出しなければならない。ただし、MY/R-27 の規定に従う。

MY/R-26.2 (2) MY/R-26.1 の通知には、以下のものを添付しなければならない：

- (a) 所定の料金、および
- (b) 検査官が要求する方法または書類

MY/R-26.3 (3) 当該請求が適法なものと検査官が認めるときは、検査官は、支払および請求の弁済を命ずることができる。

## 27. 適切な保証が返還された後の請求

MY/R-27.1 (1) 検査官が MY/R-24 に基づいて適切な保証を認証局に対して返還した後は、前条に基づく適格支払請求権の適切な保証からの支払請求は、これを行うことができない。

MY/R-27.2 (2) 前項の定めは、請求者が適格支払請求権につき、裁判所の判決を他の手段により執行してこれを当該認証局から回収する権利をなんら制限するものではない。

## 第 5 章 認可デジタル署名スキームおよび鍵の管理

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 28. 認可デジタル署名スキームの利用

MY/R-28.1 法に基づく鍵ペアの製成またはデジタル署名の創出、利用および確認については、認可デジタル署名スキームを使用するものとする。

## 29. 認可デジタル署名スキーム

MY/R-29.1 (1) 以下の事項が満たされたときは、デジタル署名スキームを認可する：

(a) 当該デジタル署名スキームが鍵ペアの製成につきセキュアな公開鍵アルゴリズムを用い、かつデジタル署名の創出につきセキュアな公開鍵アルゴリズムおよびハッシュ関数を用いること

(b) 当該デジタル署名スキームが、MY/R-81 に定める技術コンポーネントに関する要件を満たすこと、および

(c) 当該創出されたデジタル署名を修正してこれにサブミナルチャンネルを加えることが不可能であること

MY/R-29.2 (2) デジタル署名の創出および確認のために使用される鍵ペアは、いかなるメッセージの暗号化および非暗号化にも使用してはならない。

## 30. 秘密鍵の保管

MY/R-30.1 (1) 秘密鍵のためのデータ保管媒体は、ハードウェアベースあるいはソフトウェアベースであることが認められる。

MY/R-30.2 (2) 秘密鍵のデータ保管媒体がハードウェアベースである場合、当該秘密鍵の保有者は、その秘密鍵が保管されたトークン・スマートカードあるいはその他の外部的なデバイスが、安全な場所および方法で保管さ

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	れることを確実に実現するものとする。	
MY/R-30.3	(3) 秘密鍵のデータ保管媒体がソフトウェアベースである場合、秘密鍵の保有者は、当該秘密鍵を保管したコンピュータシステムが合理的に安全であることを確実に実現するものとする。	
MY/R-30.4	(4) 秘密鍵のデータ保管媒体との関連において秘密鍵の正当な保有者の識別のために用いられる暗証番号その他のデータは、その機密を保持するものとする。	
	<b>31. 鍵長</b>	
MY/R-31.1	認可認証局および加入者は、その鍵ペアの鍵長がその目的に照らして十分安全であることを確実に実現するものとする。	
	<b>32. 秘密鍵の複製の禁止</b>	
MY/R-32.1	(1) 秘密鍵の正当な保有者を除くいかなる者も、秘密鍵を複製しあるいはその複製を生じさせてはならない。	
MY/R-32.2	(2) MY/R-30.1 の定めに違反する者は、犯罪を犯すものとし、10 万 RM(300 万円)以下の罰金または2 年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
	<b>33. 鍵ペアの処分</b>	
MY/R-33.1	(1) ある鍵ペアが利用されておらずまたは利用されないとき、あるいは当該鍵ペアの秘密鍵が侵されたときは、当該鍵ペアの保有者はこれを破壊を含む適切な方法により処分しなければならない。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-33.2	(2) 鍵の破壊については、安全な手段と方法を用いなければならない。	
MY/R-33.3	(3) MY/R-33.1 の規定にかかわらず、使用されていないまたは使用されないあるいは侵された鍵の保有者がこれを保持することを欲するときは、当該保有者は当該鍵ペアが合理的に安全な方法によって保管されることを確実に実現しなければならない。	
<b>第 6 章 認証実務の規制</b>		
<b>34. 鍵の製成</b>		
MY/R-34.1	(1) 加入者の鍵ペアは、 (a) 当該加入者、または (b) 当該加入者の書面による申請および認可料金の支払に基づいて認可認証局が当該加入者のためにこれを製成することができる。	
MY/R-34.2	(2) 加入者が鍵ペアを製成するときは、認可認証局は、当該加入者が鍵ペアの製成およびその保存に関し所定の技術コンポーネントを用いたか否かについて合理的に確認しなければならない。	
MY/R-34.3	(3) 認可認証局が加入者のために鍵ペアを製成するときは、同機関は以下の事項を確実に実現しなければならない： (a) 当該加入者に対する秘密鍵の配布あるいは伝送につき、適切な安全措置を施しかつ安全に関する要素を有するセキュアなプロトコルを使用すること、および (b) 当該認可認証局が、加入者の秘密鍵の写しを保有しその他これを保持しないこと	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-34.4	(4) MY/R-34.3 のために違反する認可認証局は、犯罪を犯すものとし、10 万 RM(300 万円)以下の罰金または 2 年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>35. CPS</b>		
MY/R-35.1	(1) 認可認証局は、加入者が同機関に対して証明書を申請したときまたはこれに先立って、その CPS の写しを当該加入者に対して発行しあるいはこれを利用可能にしなければならない。	
MY/R-35.2	(2) CPS には、別紙 3 に記載する一切の事項を含まなければならない。	
MY/R-35.3	(3) MY/R-35.2 の規定にかかわらず、認可認証局は、法および本規則に矛盾しない限りにおいて、より詳細な CPS を用いることができる。	
MY/R-35.4	(4) CPS の形式は、検査官が定めるところによる。	
<b>36. 告知義務</b>		
MY/R-36.1	(1) 認可認証局は、証明書申請者に対し、以下の事項を告知しなければならない： (a) セキュアなデジタル署名およびその信頼できる確認に寄与するために必要な措置 (b) MY/R-81 の要件を満たす技術コンポーネント、および (c) 加入者の秘密鍵によって創出されたデジタル署名の属性	
MY/R-36.2	(2) 認可認証局は、申請者に対し、利用可能なデジタル署名のセキュリティ・バリューが時の経過によって低下する前にデジタル署名を付したデータに再度署名を付す必要が生じうることを告知しなければなら	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	ない。	
MY/R-36.3	(3) MY/R-36.2 に基づいてデータに再度署名が付されたときは、当該新デジタル署名は従前のデジタル署名を含みかつタイムスタンプを付すものとする。	
	<b>37. 証明の申請</b>	
MY/R-37.1	(1) 証明書の申請は、認証局に対して書面でなすものとする。	
MY/R-37.2	<p>(2) MY/R-37.1 の定める申請には、以下の事項を含むものとする：</p> <p>(a) 加入者の氏名および住所</p> <p>(b) 加入者の電話番号およびファックス番号(もしあれば)</p> <p>(c) 当該加入者に電子的に連絡を取ることのできる電子メールアドレスその他の連絡先(もしあれば)</p> <p>(d) 加入者の特定名</p> <p>(e) 加入者の匿名性を保持するために使用されるべき一切の仮称</p> <p>(f) 加入者の秘密鍵に対応する公開鍵(加入者が自らその鍵ペアを製成する場合)</p> <p>(g) 加入者の公開鍵を利用するために用いられるべきアルゴリズムの識別子(加入者が自らその鍵ペアを製成する場合)</p> <p>(h) 証明書が必要とされる期間の表示</p> <p>(i) 署名者となるべき加入者の権限に関する制限の表示</p> <p>(j) 当該証明書について求められる推奨信頼制限、および</p> <p>(k) 当該証明書の取消または停止の公示のために指定するレポジトリの特定名、あるいは、取消または停</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	止通知をなすべき方法の特定	
MY/R-37.3	<p>(3) MY/R-37.1 に基づく申請には、以下のものを添付しなければならない：</p> <p>(a) 認可料金、および</p> <p>(b) 当該認可認証局が要求するその他の情報または書面</p> <p>(4) 認可認証局は、その裁量により、加入者が仮称を用いることを認めないことができる。</p>	
	<b>38. 証明の発行</b>	
MY/R-38.1	(1) MY/R-37 に定める申請を受領したとき、認可認証局はその申請を検討するものとする。	
MY/R-38.2	(2) 認可認証局が加入者の本人確認を十分と認めたときは、当該加入者に対して条件を付したまたはこれを付さずに証明書を発行し、あるいはこれを拒否することができる。	
MY/R-38.3	<p>(3) 認可認証局がMY/R-38.2の定めに基づいて発行する証明書には、以下の事項を含みあるいはこれを参照により取り込むものとする：</p> <p>(a) 当該証明書の種類が本規則に沿っているものである旨の表示</p> <p>(b) その認可の認可番号、発行の日時ならびに失効の日時</p> <p>(c) 証明書のシリアルナンバー。ただし、当該認可認証局が発行する証明書においては唯一の番号でなければならない。</p> <p>(d) 当該証明書が取引用電子証明書であるか否かの表示</p> <p>(e) 当該加入者がこれにより一般に知られている名</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>称または用いられるべき仮称</p> <p>(f) 加入者の特定名</p> <p>(g) 加入者の秘密鍵に対応する公開鍵</p> <p>(h) 加入者の公開鍵に用いられるべきアルゴリズムの識別子</p> <p>(i) 当該証明書が発行されまた受容された日時</p> <p>(j) 証明書失効の日時</p> <p>(k) 当該証明書を発行する認可認証局の特定名</p> <p>(l) 当該証明書に署名を付すにつき用いられたアルゴリズムの識別子。ただし、当該加入者の属する産業において一般に受け入れられている形式によるもの</p> <p>(m) 当該証明書の推奨信頼制限</p> <p>(n) 当該証明書の取消または停止の公示のために指定するレポジトリの特定名あるいは、取消または停止通知をなすべき方法の特定、および</p> <p>(o) 当該認可認証局の CPS の所在場所これを検索するための方法および手順、その形式および構成、その作成者および日付の表示</p>	
MY/R-38.4	<p>(4) MY/R-38.2 の定めに従って認可認証局が発行した証明書には、加入者および当該認可認証局の裁量により、以下の事項を含みまたは参照により取り込むことができる：</p> <p>(a) 1 つまたは複数の追加的・二次的公開鍵</p> <p>(b) 公開鍵に関する識別子または用法インジケータ</p> <p>(c) 適用される CPS を取り込む参照</p> <p>(d) その他入手可能なドキュメントであって、当該証明書、これを発行する認可認証局あるいはこれを受領する加入者にとって重要なもの</p>	
MY/R-38.5	<p>(5) 証明書中のデータは、検査官が定める形式によるものとする。</p>	
MY/R-38.6	<p>(6) 証明書には、これを発行する認可認証局のデジタル署名を付するものとする。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-38.7	(7) 認可認証局は、その発行した証明書を含む証明書登録簿を作成しかつ維持管理する。ただしその形式は検査官の定めるところによる。	
MY/R-38.8	(8) 認可認証局がMY/R-38.2の定めに基づいて証明書の発行を拒否するときは、申請者に対してこれを直ちに通知すると共に、認可料金を直ちに返還するものとする。	
MY/R-38.9	(9) 認可認証局は、その発行する証明書を、それにあてられた信頼性の度合いによってランク付けし、そのようなランク付けに従って証明書を発行することができる。	
<b>39. 証明書取消リスト</b>		
MY/R-39.1	(1) 認可認証局は、その取り消した一切の証明書およびその取消の日時のリストを含む証明書取消リストを作成しこれを維持管理するものとする。	
MY/R-39.2	(2) 証明書取消リストには、認可認証局がデジタル署名を付さなければならない。	
MY/R-39.3	(3) 認可認証局は、少なくとも1つの認定レポジトリにおいて証明書取消リストを公示しなければならない。	
MY/R-39.4	(4) 認可認証局は証明書取消リストを継続的にチェックし、これに関連する一切の情報をその受領または決定後できるだけ限り速やかに、ただし当該受領あるいは決定があった業務日の終了までに、これを入力しなければならない。	
MY/R-39.5	(5) 認可認証局は、アップデートされた証明書取消リストを、少なくとも24時間に1度公示しなければならない。	
<b>40. 請求しうる料金</b>		

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

MY/R-40.1 認可認証局は、そのサービスにつき、検査官が承認した料金および費用を課することができる。

## 第7章 適合性監査

### 41. 監査人の資格および登録

MY/R-41.1 (1) MY/R-20 に定める適合性監査人となろうとする公認会計士または認定を受けたコンピュータ・セキュリティの専門家は、以下の要件を満たさなければならない。

(a) 検査官の定めるところにより、かかる認定あるいは資格を有すること

(b) 信頼されるコンピュータ情報システム、信頼される電気通信ネットワーク環境および職業的監査技術について2年以上の経験を有すること。

(c) デジタル署名技術、基準および実務につき2年以上の経験を有すること、および

(d) 法および本規則の要求する知識を示し検査官がこれを十分と認めること

MY/R-41.2 (2) MY/R-20 に定める適合性監査人になろうとする公認会計士または認定を受けたコンピュータ・セキュリティの専門家は、検査官に対し書面により有資格監査人としての登録を申請しなければならない。

MY/R-41.3 (3) 検査官が、MY/R-41.1 に定める要件が満たされると認めるときは、当該申請人を有資格監査人として登録することができる。

MY/R-41.4 (4) 本規則に基づき検査官のもとで登録を受けた有資格監査人は、認証局、レポジトリまたはタイムスタンプサービスの業務に参加し、またはこれとの間で利害関係を有してはならない。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-41.5	(5) 検査官は、その適当と認める形式により有資格監査人登録簿を作成しかつ維持管理する。	
MY/R-41.6	(6) 何人も、有資格監査人登録簿を閲覧し、これを謄写しまたはその抄本を取得することができる。	
<b>42. 年次適合性監査の手続き</b>		
MY/R-42.1	(1) 有資格監査人は、年次適合性監査を実施する7日以上前に、当該認可認証局に対してこれを通知するものとする。	
MY/R-42.2	(2) 認可認証局は、有資格監査人が要求する一切の情報、書面または人員を提供しなければならない。監査によって収集された情報に基づき、有資格監査人は、当該認可認証局の遵守状況を以下のいずれかに分類しなければならない： <p>(a) 完全遵守：当該認可認証局が法および本規則の定めるすべての要求に合致すると認められるとき</p> <p>(b) 実質的遵守：当該認可認証局が法および本規則の要求する事項に一般的には適合すると認められるが、監査サンプル中1つまたは複数の不適合事例あるいは適合の証明不能があり、かつこれが重要でないとき認められるとき</p> <p>(c) 部分遵守：当該認可認証局が法および本規則の要求する事項のいくつかに適合していることが認められるが、1または複数の重要な安全措置に適合せずまたはその適合を証明することができないとき、または</p> <p>(d) 不遵守：当該認可認証局が：</p> <p>( ) 法または本規則の要求事項にほとんどあるいはまったく適合しないとき</p> <p>( ) 少なからざる要求事項につき、これへの適合を証明する適切な記録を有していないとき、または</p> <p>( ) 監査を拒否するとき</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 43. 監査人報告書

MY/R-43.1 (1) 有資格監査人は、前条に基づく適合性監査終了後14日以内に、検査官に対し書面で報告書を提出しなければならない。

MY/R-43.3 (3) 監査人報告書には以下の事項を含むものとする：  
 (a) 監査の日付  
 (b) 検査した情報または書類あるいは事情徴取した人員のリスト  
 (c) 法および本規則への適合の度合い  
 (d) 監査の結果  
 (e) 当該認可認証局の分類、および  
 (f) その他有資格監査人が適当と認める条項

### 44. 追加的適合性監査

MY/R-44.1 (1) 有資格監査人は、MY/R-20に基づく年次適合性監査に加え、認可認証局の追加的かつ抜き打ち的監査を行うことができる。

MY/R-44.2 (2) MY/R-44.1の監査については、通知を要しない。

### 45. 適合性監査妨害または介入の罪

MY/R-45.1 MY/R-42またはMY/R-44に定める適合性監査を妨害しまたは介入する者は、犯罪を犯すものとし、50万RM(1500万円)以下の罰金または1年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 46. 年次適合性監査不合格の結果

MY/R-46.1 (1) 検査官は、MY/R-12 に基づく認可更新申請の検討においては、年次適合性監査の結果を考慮する。

MY/R-46.2 (2) MY/R-42 に基づく不遵守の認定は、MY/R-9 に基づく認可取消または MY/R-17 に基づく認可更新拒否の理由となる。

### 第 8 章 レポジトリ

#### 47. レポジトリ認定証明の段階

MY/R-47.1 (1) レポジトリ認定証明は、以下の 2 段階についてなす：

(a) 設立段階、および

(b) 運営段階

MY/R-47.2 (2) いかなる者も運営段階の認定証明が発行されていない限り、認定レポジトリとしての事業を営み、または事業を営んでいるかのような表示をしてはならない。

MY/R-47.3 (3) MY/R-47.2 の規定に違反する者は、犯罪を犯すものとし、10 万 RM(300 万円)以下の罰金または 2 年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。

MY/R-47.4 (4) 設立段階の認定証明は、その期間を 1 年以下とする。

MY/R-47.5 (5) 認定証明申請は、以下の場合には、撤回されたとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影響しない：

(a) 申請者が MY/R-47.4 で規定される期間満了前に運

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
MY/R-47.6	<p>営段階の認定証明の申請をしないとき、または</p> <p>(b) 申請者が、MY/R-47.4 で規定される期間内に適法な運営段階の認定証明を申請したが、これが発行されないとき</p> <p>(6) 本規則は、申請者が別途運営段階の認定証明の申請要件を満たすことができる場合でも、そのための要件として設立段階の認定証明申請を要求していると解釈してはならない。</p>	
	<p><b>48. 認定に関する資格要件</b></p>	
MY/R-48.1	<p>レポジトリとして事業を行おうとする者は、以下の要件を満たすものとする：</p> <p>(a) マレーシアで設立された法人あるいは1961年パートナーシップ法の意味におけるパートナーシップであること</p> <p>(b) マレーシアに登録された事務所を有すること</p> <p>(c) 検査官の要求に沿った、レポジトリとして事業を行うに合理的に十分とされる運転資金を有すること</p> <p>(d) 以下を満たす者のみを実働要員として使用すること：</p> <p>(i) 過去15年間の間に、詐欺、虚偽の陳述または欺罔に関係する罪の有罪判決を受けておらず、かつ</p> <p>(ii) 法および本規則の要求に沿うための知識および専門性を示したこと</p> <p>(e) 当該レポジトリが、以下を保有することのできるデータベースを含むこと：</p> <p>(i) 認可認証局に関する認証局公開記録</p> <p>(ii) レポジトリで公示する証明書</p> <p>(iii) 認可認証局または証明書を停止あるいは取り消す者が発行する停止または取消証明書通知</p> <p>(iv) 認可認証局または証明書を停止する者が発行する者が発行する証明書停止終了通知</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p>(v) 法および本規則に基づいて検査官が公開する勧告、反論書およびこれに関する検査官の決定、および</p> <p>(vi) その他検査官が適当と認める情報</p> <p>(f) 信頼システムによって運営されること</p> <p>(g) 当該レポジトリが、検査官が不実、不正確または合理的な信頼性を欠くと認める情報を大量に保有していないこと</p> <p>(h) 当該レポジトリが法または本規則の要求と類似しあるいはより厳格な運営ルールを遵守すべき義務を負う認証局が発行した証明書を保有すること</p> <p>(i) 過去 10 年以上の間に停止しまたは取り消され、あるいは失効した証明書の写しを保有し維持管理すること</p> <p>(j) 法および本規則の定める認証、基準および技術に関する要件を満たすこと、および</p> <p>(k) その他、検査官が適当と認める要件を満たすこと</p>	
	<p><b>49. 認定レポジトリの機能</b></p>	
<p>MY/R-49.1</p>	<p>(1) 認定レポジトリにおいては、以下がなされなければならない：</p> <p>(a) 法および本規則に基づいて公開されなければならない情報の公開を目的として、公衆のアクセス可能なデータベースを維持管理すること</p> <p>(b) 検査官の要求に従って、認可認証局の認証局公開記録を発行すること</p> <p>(c) 勧告、反論書およびこれに関する検査官の決定ならびにその他検査官が要求する情報を公開すること</p> <p>(d) 認可認証局が要求する情報を公開すること、および</p> <p>(e) その他認定レポジトリが適当と認める情報を公示すること</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-49.2	(2) 認定レポジトリは、その受領しおよび公示の要求を受けた一切の情報を、その要求および情報を受けた日の翌業務日までに公示するものとする。	
MY/R-49.3	(3) 認定レポジトリが何らかの理由により前項に定める期限を遵守できないときは、同レポジトリは、公示要求および情報の受領後直ちにこれを当該要求者に書面で通知しなければならない。	
MY/R-49.4	(4) MY/R-49.3 のために違反する者は、犯罪を犯すものとし、2 万 RM(600 万円)以下の罰金または 6 ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>50. 料金</b>		
MY/R-50.1	認定レポジトリは、検査官の承認したところに従い、そのサービスにつき料金および費用を課することができる。	
<b>51. 認定証明申請</b>		
MY/R-51.1	(1) レポジトリ認定申請は、書式 1 により検査官に対して行うものとする。	
MY/R-51.2	(2) 前項の定めによる申請には、以下のものを添付しなければならない： (a) 状況に応じ、MY/R-52 または MY/R-53 により要求される情報 (b) 所定の料金、および (c) 検査官が要求するその他情報または書類	
MY/R-51.3	(3) 検査官は、運営段階の認定証明申請につき、申請者に対して運営手順の一部を示すことを要求し、また、申請者が使用するソフトウェア、ハードウェア、技術コンポーネント、アルゴリズム、基準およびその他の関連するパラメータおよび装置・設備につき、その安全性および信用性を確認することを目的として、	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	申請者の負担において、その個別の試験を要求することができる。	
MY/R-51.4	<p>(4) 申請者が、MY/R-51.2 に基づいて要求される情報あるいは文書を提出せず、あるいは前項に基づいて要求される表示あるいは試験につき、各要求事項中で定められる期間内あるいは検査官が認めた延長期間内にこれを実施しないときは、当該申請は撤回されたものとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影響しない。</p> <p><b>52. 設立段階において必要な情報</b></p>	
MY/R-52.1	<p>設立段階の認定証明申請には、以下の情報を含むものとする：</p> <p>(f) 申請者に関する事項</p> <p>(g) 予想される運営費用と予定する資金繰り</p> <p>(h) 入手可能であれば、雇用される人員およびその資格の詳細</p> <p>(i) 予定する運営手順、および</p> <p>(j) 提供するサービスおよびそれについて課す手数料および費用</p> <p><b>53. 運営段階につき要求される情報</b></p>	
MY/R-53.1	<p>運営段階の認定証明申請には、以下を含むものとする：</p> <p>(a) 設立段階につき提出された有効な情報一切</p> <p>(b) 新規の情報や設立段階において提出された情報に変更がある場合は、それら新規の情報および変更の一切</p> <p>(c) 有資格監査人の、所定の証明、基準および技術に</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

関する要件が満たされていることを証する報告書

#### 54. 認定証明の発行および更新

- MY/R-54.1 (1) 検査官は、MY/R-51 の定めによる申請を受領したときは、これを検討する。
- MY/R-54.2 (2) 検査官は、当該レポジトリの資格および適性を相当と認めるときは、条件を付しあるいはこれを付すことなく書式 5 による認定証明を発行しまたはこれを拒否することができる。
- MY/R-54.3 (3) 検査官は、当該認定証明が対象とする段階、当該認定証明の期間およびそのシリアルナンバーを、当該認定証明に表示しなければならない。
- MY/R-54.4 (4) 検査官がMY/R-54.2に基づいて認定証明を拒否するときは、これを書面により直ちに申請者に通知しなければならない。
- MY/R-54.5 (5) MY/R-54.4 に基づく検査官の決定は最終のものであり、これを裁判上問題にすることはできない。
- MY/R-54.6 (6) 所定の認定料および初年度の年間運営料は、運営段階の認定証明発行時に検査官に支払わなければならない。
- MY/R-54.7 (7) 2 年目以降の所定の年間運営料は、検査官が定める時期にこれを支払うものとする。
- MY/R-54.8 (8) 認定証明は、申請に基づいてこれを更新する。
- MY/R-54.9 (9) 認定証明の更新申請は、書式 1 によるものとする。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-54.10	<p>(10) MY/R-54.9 の規定に基づく申請には、以下のものを添付しなければならない：</p> <p>(a) 所定の料金、および</p> <p>(b) 所定の証明、基準および技術に関する要件が満たされていることを証明する有資格監査人の報告書</p>	
<p><b>55. 認定証明の取消</b></p>		
MY/R-55.1	<p>(1) 検査官は、以下の場合に、MY/R-54 に基づいて発行された認定証明を取り消すことができる：</p> <p>(a) 当該認定レポジトリがMY/R-48 に定める要件を満たさなくなったと検査官が認めるとき、または</p> <p>(b) 当該認定証明の有効期間が経過したとき</p>	
MY/R-55.2	<p>(2) MY/R-55.1(b)の規定に基づく取消は当該レポジトリがなした新規の認定証明申請には影響しない。</p>	
<p><b>56. 認定証明の放棄</b></p>		
MY/R-56.1	<p>(1) 認定レポジトリは、検査官に対して書面による放棄( )通知と共にその認定証明書を提出して、これを放棄することができる。</p> <p>法律の訳文では「廃棄」とされていますが、この語は意味的に不適當です。法律用語としては、「放棄」とすべきだと思います。</p>	
MY/R-56.2	<p>(2) 放棄は、MY/R-56.1 の規定に基づいて検査官が当該認定証明および通知を受領した時点にその効力を生じる。ただし、当該通知にこれより遅い日を明示したときはその日に効力を生じる。</p>	
MY/R-56.3	<p>(3) MY/R-56.1 に基づく放棄通知を受領したときは、検査官は直ちに、その適當と認める形式および方法によってこれを公開する措置をとる。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-56.4	(4) その認定証明を放棄しようとする認定レポジトリは、放棄が効力を生じるべき日の90日前までに、その一切の顧客に対して書面でこれを通知する。	
MY/R-56.5	(5) MY/R-56.4の規定に違反する者は、犯罪を犯すものとし、1万RM(30万円)以下の罰金または3ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>57. 認定レポジトリ登録簿</b>		
MY/R-57.1	(1) 検査官は、その適当と認める形式により、認定レポジトリ登録簿を作成し維持管理する。	
MY/R-57.2	(2) 何人も認定レポジトリ登録簿を閲覧しおよびこれを謄写しまたはその抄本を取得することができる。	
<b>第9章 タイムスタンプサービス</b>		
<b>58. タイムスタンプの利用</b>		
MY/R-58.1	<p>以下の場合に、認定タイムスタンプサービスのタイムスタンプをメッセージ、デジタル署名またはその他のドキュメントに付加しまたは添付する：</p> <p>(a) 成文法によりタイムスタンプが要求されるとき、または</p> <p>(b) デジタル署名を付したデータの使用につき特定の時刻が重要であるとき</p>	
<b>59. 認定タイムスタンプサービスによるタイムスタンプの効果</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-59.1	(1) ドキュメント上にタイムスタンプされかつ認定タイムスタンプサービスがデジタル署名をなした日時は、別段の明示の定めがない限り、これを当該ドキュメントが署名されあるいは執行された日時とみなす。	
MY/R-59.2	(2) ドキュメント上にタイムスタンプされかつ認定タイムスタンプサービスがデジタル署名を付した日時は、なんらの証拠を要することなくこれを一切の法的手続きにおいて証拠として採用することができる。	
<b>60. タイムスタンプサービスの認定証明の段階</b>		
MY/R-60.1	(1) タイムスタンプサービスに関する認定証明は、以下の段階について発行する： (a) 設立段階、および (b) 運営段階	
MY/R-60.2	(2) いかなる者も運営段階の認定証明が発行されていない限り、認定タイムサービスとして事業を営み、またはタイムスタンプサービスとして事業を営んでいるかのような表示をしてはならない。	
MY/R-60.3	(3) MY/R-60.2の規定に違反する行為は、これを犯罪とし、10万RM(300万円)以下の罰金または2年以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
MY/R-60.4	(4) 設立段階の認定証明は、その期間を1年以下とする。	
MY/R-60.5	(5) 認定証明申請は、以下の場合には、撤回されたとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影響しない： (a) 申請者がMY/R-60.4で規定される期間満了前に運営段階の認定証明の申請をしないとき、または (b) 申請者が、MY/R-60.4で規定される期間内に適法な運営段階の認定証明を申請したが、これが発行されないとき	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-60.6	<p>(6) 本規則は、申請者が別途運営段階の認定証明の申請要件を満たすことができる場合でも、そのための要件として設立段階の認定証明申請を要求していると解釈してはならない。</p>	
	<p><b>61. 認定に関する資格要件</b></p>	
MY/R-61.1	<p>タイムスタンプサービスとして事業を行おうとする者は、以下の要件を満たすものとする：</p> <p>(a) マレーシアで設立された法人あるいは1961年パートナーシップ法の意味におけるパートナーシップであること</p> <p>(b) マレーシアに登録された事務所を有すること</p> <p>(c) 検査官の要求に沿った、タイムスタンプサービスとして事業を行うに合理的に十分とされる運転資金を有すること</p> <p>(d) 以下を満たす者のみを実働要員として使用すること：</p> <p>(i) 過去15年間に、詐欺、虚偽の陳述または欺罔に関係する罪の有罪判決を受けておらず、かつ</p> <p>(ii) 法および本規則の要求に沿うための知識および専門性を示したこと</p> <p>(e) 信頼システムによって運営されること</p> <p>(f) そのタイムスタンプデバイスとして合理的にセキュアで耐タンパー性のあるメカニズムを使用すること</p> <p>(g) 過去10年間に於いてタイムスタンプを付したドキュメントの写しを保有しこれを維持管理すること。ただし当該ドキュメントの内容が公開されているか否かは問わない。</p> <p>(h) 法および本規則の定める証明、基準および技術に関する要件を満たすこと、および</p> <p>(i) その他検査官が適当と認める要件を満たすこと</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 62. 認定タイムサービスの機能

- MY/R-62.1 (1) 認定タイムスタンプサービスは、  
(a) タイムスタンプを付すべきドキュメントを受領したときは、当該ドキュメント上に直ちにその受領の日時をタイムスタンプしかつ当該タイムスタンプ上にデジタル署名を付し、かつ  
(b) 各業務日の終了時に、その日にタイムスタンプを付したすべてのドキュメントを 1 以上の認定レポジトリに公示する措置を取る
- MY/R-62.2 (2) MY/R-62.1 (b)の目的のためには、当該ドキュメントのハッシュ結果のみを公示するものとする。
- MY/R-62.3 (3) ドキュメント上にタイムスタンプされた日時は、認定タイムスタンプサービスが当該ドキュメントを受領した日時であるものとする。
- MY/R-62.4 (4) 認定タイムスタンプサービスが何らかの理由により MY/R-62.1 に定める期限を遵守できないときは、同タイムスタンプサービスは、文書およびタイムスタンプ要求の受領後直ちにこれを当該要求者に書面で通知しなければならない。
- MY/R-62.5 (5) MY/R-62.4 の定めに違反する者は、犯罪を犯すものとし、2 万 RM(60 万円)以下の罰金または 6 ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。

## 63. 料金

- MY/R-63.1 認定タイムスタンプサービスは、検査官の承認したところに従い、そのサービスにつき料金および費用を課すことができる。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 64. 認定証明申請

MY/R-64.1 (1) タイムスタンプサービス認定申請は、書式 1 により検査官に対して行うものとする。

MY/R-64.2 (2) MY/R-64.1 の定めによる申請には、以下のものを添付しなければならない：

(d) 状況に応じ、MY/R-65 または MY/R-66 により要求される情報

(e) 所定の料金、および

(f) 検査官が要求するその他情報または書類

MY/R-64.3 (3) 検査官は、運営段階の認定証明申請につき、申請者に対して運営手順の一部を示すことを要求し、また、申請者が使用するソフトウェア、ハードウェア、技術コンポーネント、アルゴリズム、基準およびその他の関連するパラメータおよび装置・設備につき、その安全性および信用性を確認することを目的として、申請者の負担において、その個別の試験を要求することができる。

MY/R-64.4 (4) 申請者が、MY/R-64.2 に基づいて要求される情報あるいは文書を提出せず、あるいは MY/R-64.3 に基づいて要求される表示あるいは試験につき、各要求事項中で定められる期間内あるいは検査官が認めた延長期間内にこれを実施しないときは、当該申請は撤回されたものとみなされ、以後の処理をしないものとする。ただし、当該申請者がなす新規の申請には何ら影響しない。

(a) タイムスタンプサービス認定申請は、書式 1 により検査官に対して行うものとする。

#### 65. 設立段階において必要な情報

MY/R- 設立段階の認定証明申請には、以下の情報を含むもの

根拠資料		備考
条項番号	条文	
65.1	<p>とする：</p> <p>(a) 申請者に関する事項</p> <p>(b) 予想される運営費用と予定する資金繰り</p> <p>(c) 入手可能であれば、雇用される人員およびその資格の詳細</p> <p>(d) 予定する運営手順、および</p> <p>(e) 提供するサービスおよびそれについて課す手数料および費用</p>	
	<p><b>66. 運営段階につき要求される情報</b></p>	
MY/R-66.1	<p>運営段階の認定証明申請には、以下を含むものとする：</p> <p>(a) 設立段階につき提出された有効な情報一切</p> <p>(b) 新規の情報や設立段階において提出された情報に変更がある場合は、それら新規の情報および変更の一切</p> <p>(c) 有資格監査人の、所定の証明、基準および技術に関する要件が満たされていることを証する報告書</p>	
	<p><b>67. 認定証明の発行および更新</b></p>	
MY/R-67.1	<p>(1) 検査官は、MY/R-64 の定めによる申請を受領したときは、これを検討する。</p>	
MY/R-67.2	<p>(2) 検査官は、当該タイムスタンプサービスの資格および適性を相当と認めるときは、条件を付しあるいはこれを付すことなく書式 5 による認定証明を発行しまたはこれを拒否することができる。</p>	
MY/R-67.3	<p>(3) 検査官は、当該認定証明が対象とする段階、当該認定証明の期間およびそのシリアルナンバーを、当該認定証明に表示しなければならない。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-67.4	(4) 検査官がMY/R-67.2に基づいて認定証明を拒否するときは、これを書面により直ちに申請者に通知しなければならない。	
MY/R-67.5	(5) MY/R-67.4に基づく検査官の決定は最終のものであり、これを裁判上問題にすることはできない。	
MY/R-67.6	(6) 所定の認定料および初年度の年間運営料は、運営段階の認定証明発行時に検査官に支払わなければならない。	
MY/R-67.7	(7) 2年目以降の所定の年間運営料は、検査官が定める時期にこれを支払うものとする。	
MY/R-67.8	(8) 認定証明は、申請に基づいてこれを更新する。	
MY/R-67.9	(9) 認定証明の更新申請は、書式1によるものとする。	
MY/R-67.10	(10) MY/R-67.9の規定に基づく申請には、以下のものを添付しなければならない： (a) 所定の料金、および (b) 所定の証明、基準および技術に関する要件が満たされていることを証明する有資格監査人の報告書	
<b>68. 認定証明の取消</b>		
MY/R-68.1	(1) 検査官は、以下の場合に、MY/R-67に基づいて発行された認定証明を取り消すことができる： (c) 当該認定タイムスタンプサービスがMY/R-61に定める要件を満たさなくなったと検査官が認めるとき、または (d) 当該認定証明の有効期間が経過したとき	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-68.2	(2) MY/R-68.1(b)の規定に基づく取消は当該タイムスタンプサービスがなした新規の認定証明申請には影響しない。	
<b>69. 認定証明の放棄</b>		
MY/R-69.1	(1) 認定タイムスタンプサービスは、検査官に対して書面による放棄通知と共にその認定証明書を提出して、これを放棄することができる。	
MY/R-69.2	(2) 放棄は、MY/R-69.1の規定に基づいて検査官が当該認定証明および通知を受領した時点にその効力を生じる。ただし、当該通知にこれより遅い日を明示したときはその日に効力を生じる。	
MY/R-69.3	(3) MY/R-69.1に基づく放棄通知を受領したときは、検査官は直ちに、その適当と認める形式および方法によってこれを公開する措置をとる。	
MY/R-69.4	(4) その認定証明を放棄しようとする認定タイムスタンプサービスは、放棄が効力を生じるべき日の90日前までに、その一切の顧客に対して書面でこれを通知する。	
MY/R-69.5	(5) MY/R-69.4の規定に違反する者は、犯罪を犯すものとし、1万RM(30万円)以下の罰金または3ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>70. 認定タイムスタンプサービス登録簿</b>		
MY/R-70.1	(1) 検査官は、その適当と認める形式により、認定タイムスタンプサービス登録簿を作成し維持管理する。	
MY/R-70.2	(2) 何人も認定タイムスタンプサービス登録簿を閲覧しおよびこれを謄写しまたはその抄本を取得することができる。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 第 10 章 外国認証局の承認

### 71. 外国認証局の承認の要件

MY/R-71.1	<p>(1) MY/R-19 に定める認定を取得するためには、外国認証局は以下の要件を満たさなければならない：</p> <p>(a) 当該国において認証局として事業を行うについて、担当政府機関から認可を受けその他これを承認されていること</p> <p>(b) 当該外国認証局が発行した証明書につき、マレーシアの認可認証局が発行した証明書と同等以上のセキュリティ水準が認められること</p> <p>(c) マレーシアにおいて処理サービスのための現地エージェントを設立したこと</p> <p>(d) 法および本規則の基準および技術要件に従うこと、および</p> <p>(e) その他検査官が適当と認める要件を満たすこと</p>	
MY/R-71.2	<p>(2) 当該外国認証局の証明書の承認に関する国際条約が締結され、これにマレーシアが加入するときは、当該外国認証局は、MY/R-19 の定める承認のみを取得することができる。</p>	
MY/R-71.3	<p>(3) MY/R-71.1 の定めにかかわらず、検査官は、適当と認めるときは、外国認証局が MY/R-71.1 (a) の要件を満たすことができない場合でも、これが当該外国が同国において認証業務をするにつき認可あるいはその他政府承認を要求しないことを理由とし、MY/R-71.1 (b)、(c)、(d) および (e) ならびに前項の要件を満たすときは、大臣の承認のもとに、認定を与えることができる。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 72. 認定申請

MY/R-72.1 (1) 外国認証局の認定申請は、検査官に対して書面でなさなければならない。

MY/R-72.2 (2) 前項の申請には、以下を添付するものとする：  
 (a) MY/R-71 の要件が満たされていることの証明。ただし所定の基準および技術要件が満たされたことを証する有資格監査人の報告書を含む  
 (b) 所定の料金、および  
 (c) 検査官が要求するその他の情報または文書

## 73. 認定の付与

MY/R-73.1 (1) MY/R-72 の定めに基づく申請を受領したときは、検査官はこれを検討する。

MY/R-73.2 (2) 当該外国認証局の資格および安定性を十分と検査官が認めるときは、検査官は条件を付しまたはこれを付すことなく当該外国認証局を認定しあるいはその認定を拒否することができる。

MY/R-73.3 (3) 検査官が前項の規定に基づいて外国認証局の認定を拒否するときは、これを申請者に対して直ちに書面で通知する。

MY/R-73.4 (4) MY/R-73.3 に定める検査官の決定は最終のものであり、これを裁判上争うことはできない。

## 74. 認定の取消

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-74.1	(1) 検査官は、以下の場合に MY/R-73 に基づいて授与した認定を取り消すことができる：  (a) 当該外国認証局が MY/R-71 に定める要件を満たさなくなったと検査官が認めるとき、または  (b) 当該認定外国認証局が MY/R-72 に基づいて認定取消を申請するとき	
MY/R-74.2	(2) MY/R-74.1 に基づく認定の取消は、これを官報に公示しなければならない。	
MY/R-74.3	(3) MY/R-74.1(b) に基づく取消は、当該外国認証局がなした新規の認定申請には影響しない。	
<b>75. 認定取消申請</b>		
MY/R-75.1	(1) 認定外国認証局は、検査官に対し、書面でその認定の取消を申請することができる。	
MY/R-75.2	(2) 認定取消を申請しようとする認定外国認証局は、90 日以上前に、これをそのすべての顧客に書面で通知しなければならない。	
MY/R-75.3	(3) MY/R-75.2 の定め違反する認定外国認証局は、犯罪を犯すものとし、1 万 RM(30 万円)以下の罰金または 3 ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。	
<b>76. 認定外国認証局登録簿</b>		
MY/R-76.1	(1) 検査官は、その適当と認める形式により、認定外国認証局登録簿を作成し維持管理する。	
MY/R-76.2	(2) 何人も認定外国認証局登録簿を閲覧しおよびこれを謄写しあるいはその抄本を取得することができる。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

MY/R-76.3 (3) 検査官は、認定外国認証局のリストを、その適当と認める形式および方法により公開する。

## 第 11 章 一般規定

### 77. 複数のサービスの許容

MY/R-77.1 本規則のいかなる定めも、認証局、レポジトリまたはタイムスタンプサービスそしてあるいはこれらの業務を組み合わせて行おうとする者が法および本規則の要件を満たすときは、これら各業務が別個の者により行われなければならないことを定めるものと解釈してはならない。

### 78. 記録

MY/R-78.1 (1) 認可認証局は、以下に関する書面による詳細な記録を作成しかつ維持管理しなければならない：

(a) 法および本規則に適合するためにとった安全措置

(b) 認可認証局が加入者のために鍵ペアを製成するときは、秘密鍵を加入者に配布または伝送した時刻およびその方法

(c) 証明書を発行しおよびこれを加入者に配布または伝送した時刻および方法

(d) その発行した証明書。ただし当該データおよびその改ざんされない状態をいつでも確認しうる方法によるものとする、および

(e) その他法および本規則を遵守するために取られた一切の措置

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-78.2	<p>(2) MY/R-78.1 により要求される記録は、以下を示す証拠を含むのでなければならない：</p> <p>(a) 認可認証局がその発行した証明書に氏名を表示された者の本人確認をしたこと</p> <p>(b) 当該認証局が、その取り消した各証明書の取消を請求した者の本人確認をしたこと</p> <p>(c) 当該認可認証局が、その発行した証明書に表示されるその他一切の事実を確認したこと、および</p> <p>(d) 証明書の発行、公開、停止および取消につき、法および本規則を遵守したこと</p>	
MY/R-78.3	<p>(3) 認可認証局は、加入者またはその代理人に対し、同機関が MY/R-78 を遵守することを可能にするために合理的に十分な文書およびその他の証拠を提出することを求めることができる。</p>	
MY/R-78.4	<p>(4) 認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスは、法および本規則に適合するために取られた以下の措置に関する書面による詳細な記録を作成しこれを維持管理しなければならない：</p> <p>(a) 安全措置、および</p> <p>(b) その他の措置</p>	
MY/R-78.5	<p>(5) デジタル形式によって作成された記録は、デジタル署名を付さなければならない。</p>	
<p><b>79. 会計帳簿</b></p>		
MY/R-79.1	<p>(1) 認可認証局、認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスは、検査官が定める方法により、会計帳簿を作成しこれを維持管理する。</p>	
MY/R-79.2	<p>(2) 会計帳簿は、国語または英語によりこれを作成するものとする。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 80. 記録の維持管理

- MY/R-80.1 (1) 認可認証局、認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスは、検査官が別段の指示をしない限り、以下のものを最終入力日、または状況に応じ、発効日から 10 年以上維持しなければならない：
- (a) MY/R-78 に基づいて要求される記録
  - (b) MY/R-79 に基づいて要求される会計帳簿、および
  - (c) 認可認証局の場合、証明書の発行、受領および停止または取消の一切の記録
- MY/R-80.2 (2) MY/R-80.1 に定める一切の記録は、これを製成する当該認可認証局、認定レポジトリまたは認定タイムスタンプサービスが保管するものとする。ただし、当該認可認証局、認定レポジトリまたは認定タイムスタンプサービスが
- (a) MY/R-80 に要求する記録維持につき第三者と契約する場合、および
  - (b) これが認証局、レポジトリまたはタイムスタンプサービスとしての業務を廃止するにあたり当該記録を検査官に引き渡す場合はこの限りでない
- MY/R-80.3 (3) 認可認証局、認定レポジトリおよび認定タイムスタンプサービスは、その記録を安全な場所にかつ安全な方法で保管するものとする。

## 81. 技術コンポーネント

- MY/R-81.1 (1) 法および本規則の目的のために要求される技術コンポーネントは、別紙 4 に規定するものとする。
- MY/R-81.2 (2) MY/R-81.1 にいう技術コンポーネントは、当該技術水準の下で十分検査されかつ要件の充足につき検査官の書面による確認を得なければならない。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
MY/R-81.3	(3) 当該技術コンポーネントが流通に置かれまたは法および本規則の要求に従って適法に製造されかつ同水準のセキュリティを保証するときは、MY/R-81.1に定める技術的セキュリティに関する要求は満たされたものとみなす。	
MY/R-81.4	(4) 個々の事案において十分な理由があるときは、検査官は、MY/R-81.1に定める要件が満たされていることを示すことを要求することができる。	
MY/R-81.5	(5) 技術コンポーネントの安全にかかわるいかなる変更も、利用者がこれを明確に認識しうるものでなければならない。	
MY/R-81.6	(6) 法および本規則の目的のために用いられる技術コンポーネントは、無権限のアクセスおよび変更から保護されなければならない。	
MY/R-81.7	(7) 検査官は、技術コンポーネントの設計において考慮すべき適切な安全措置のカタログを作成しこれを維持管理する。	
MY/R-81.8	(8) 本規則において用いる「無権限のアクセス」および「無権限の変更」の表現は、1997年コンピュータ犯罪法[法563]に規定すると同一の意味とする。	
<b>82. データ保護</b>		
MY/R-82.1	(1) 認可認証局、認定レポジトリおよびタイムスタンプサービスは、個人データをその本人からのみ直接かつ法および本規則の目的のために必要な限度においてのみ収集する。	
MY/R-82.2	(2) 個人データは、その本人が書面で事前に承諾した場合にのみ第三者からこれを収集することができる。	
MY/R-82.3	(3) 法または本規則に基づいて収集されたデータは、以下の場合を除き法または本規則の目的のためにのみこれを使用するものとする： (a) 成文法に基づいてこれが認められるとき、または	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

(b) これにつき本人が書面で承諾したとき

MY/R-82.4 (4) 加入者が認可認証局の承認のもとに仮称を使用するときは、認可認証局は、犯罪の訴追または公共の秩序に対する脅威からこれを保護するために必要な限度で、当該加入者の人的特定に関するデータを然るべき官署に伝送する。

MY/R-82.5 (5) MY/R-82.4 に基づいてデータが伝送されたときは、当該官署はこのデータを記録するものとする。

### 83. ソフトウェアの検査等

MY/R-83.1 (1) 検査官は、デジタル署名鍵ペアの製成、デジタル署名を付すべきデータのハッシュ化およびデジタル署名の創出および確認にかかわるソフトウェア、ハードウェア、技術コンポーネント、アルゴリズム、基準およびその他該当するパラメータの適性を継続的に検査し、その報告を定期的に公開する。

MY/R-83.2 (2) MY/R-83.1 に基づいて検査されるソフトウェア、ハードウェア、技術コンポーネント、アルゴリズム、基準およびその他該当するパラメータは、これを当該報告書に表示する。

MY/R-83.3 (3) 現在の科学および技術水準に沿いかつ関連する国際水準を考慮した手段によっては、デジタル署名の認識しうる偽造あるいはデジタル署名を付したデータの変改が、評価時以降6年以上の間ほぼ確実に生じないと認められるときは、適正が存すると認められる。

MY/R-83.4 (4) MY/R-83.1 に定める報告は、所定の料金のもとに公衆に提供することができる。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 84. 指令および行政命令

MY/R-84.1 (1) 検査官は、その必要と認めるところに応じ、認可認証局、加入者、認定レポジトリ、認定タイムスタンプサービスおよび有資格監査人に対し、法および本規則の実施および強制にかかわる指令およびその他の行政命令を発することができる。

MY/R-84.2 (2) MY/R-84.1 に基づいて発せられた指令または行政命令に違反する者は、犯罪を犯すものとし、1,000 RM(3万円)の罰金または3ヶ月以下の懲役に処しあるいはこれを併課する。

#### 85. ガイドライン

MY/R-85.1 検査官は、認可認証局、加入者、認定レポジトリ、認定タイムスタンプサービスおよび有資格監査人に対し、以下に関するガイドラインを発することができる：

- (a) 信頼システムに関する要件を構成しあるいは満たすもの
- (b) 適切な安全措置
- (c) 推奨信頼制限の決定
- (d) 法および本規則に基づいて要求される有資格監査人および監査
- (e) その他検査官が適当と認める事項